

役員等の構成の変化などに関する  
第17回インターネット・アンケート集計結果  
(指名委員会等設置会社版)

平成29年5月10日  
公益社団法人 日本監査役協会



## 目次

総括	5
アンケート実施状況	10
回答会社属性	11
I 定時株主総会後の各社の役員等の構成について	12
問 1-1 取締役・執行役の人数	12
問 1-2 三委員会の委員構成	12
問 1-3 委員会の兼務状況（社外委員）	13
問 1-4 委員会の兼務状況（社内委員）	14
問 1-5 取締役指名の際の委嘱委員会の明示の有無	14
問 1-6-1 社外監査委員の前職又は現職	15
問 1-6-2 社外監査委員の兼務社数	15
問 1-7 社内監査委員の前職	16
問 1-8-1 監査委員以外の社外取締役の前職又は現職	16
問 1-8-2 監査委員以外の社外取締役の兼務社数	17
問 1-9 社外取締役と会社との関係	17
問 1-10 女性役員の数	18
問 1-11 独立役員の出向状況	19
問 2-1 監査委員会の委員長・議長	20
問 2-2 監査委員会における議事原案作成者	20
問 3-1 監査委員会事務局スタッフの数	21
問 3-2 監査委員会事務局スタッフの兼務部署	22
問 3-3 監査委員会事務局スタッフに対する人事同意権等の有無	22
問 4-1 内部監査部門等のスタッフ数	23
問 4-2 内部監査部門等の部門長の役職	23
問 4-3 監査委員会による内部監査部門等の部門長への人事同意権の有無	23
問 4-4 監査委員会による内部監査部門等への指示等	24
問 4-5 内部監査部門等の組織上の位置付け	24
問 4-6 内部監査部門等からの報告（平時）	25
問 4-7 内部監査部門等からの報告（有事）	25
問 4-8 監査委員会と内部監査部門等との連携①	26
問 4-9 監査委員会と内部監査部門等との連携②	26
II 定時株主総会に係る各種実務手続及び期末監査について	27
問 5 「財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているもの」の事業報告への記載の有無とその内容	27
問 6-1 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの有無	28

問 6-2	内部統制システムに係る取締役会決議について見直した項目	29
問 6-3	内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの契機	30
問 6-4	事業報告における内部統制システムの構築・運用状況の開示	30
問 7-1	監査委員会における監査委員会監査報告作成の審議回数	30
問 7-2	監査委員会監査報告作成に至るまでの監査委員間の調整	31
問 7-3	監査報告書における監査委員の個別意見の付記	31
問 8-1	決算短信の作成の有無	32
問 8-2	決算短信の取締役会付議状況	32
問 8-3	決算短信の監査の有無	32
問 8-4	決算短信の監査の内容	33
問 9-1	有価証券報告書の作成の有無	33
問 9-2	有価証券報告書の取締役会付議状況	33
問 9-3	有価証券報告書の提出時期	34
問 9-4	有価証券報告書の株主総会前提出会社の提出時期	34
問 9-5	有価証券報告書の監査の有無	34
問 9-6	有価証券報告書の監査の内容	35
問 10-1	株主総会における監査委員会からの口頭報告の有無	35
問 10-2	株主総会における監査委員会に関連した質問の有無	35
問 10-3	株主総会における監査委員会に関連した質問の内容	36
問 10-4	株主総会における監査委員会に関連した質問への回答	36
III	取締役会の状況と監査委員会の日常活動について	37
問 11	他の委員会との連携の状況	37
問 12-1	取締役会の年間の開催数及び議案数	37
問 12-2	取締役会の平均所要時間	37
問 12-3	取締役会の運営の変化	38
問 12-4	取締役会出席に際しての事前の情報提供（経路）	38
問 12-5	取締役会出席に際しての事前の情報提供（監査委員間の伝達）	39
問 12-6	取締役会出席に際しての事前の情報提供（開催日の平均何日前か）	39
問 12-7	取締役会における監査委員の発言状況	39
問 12-8	取締役会における監査委員の発言内容	40
問 13-1	取締役会以外で出席する会議	40
問 13-2	経営会議等への出席に際しての事前の情報提供（経路）	41
問 13-3	経営会議等への出席に際しての事前の情報提供（監査委員間の伝達）	41
問 13-4	経営会議等への出席に際しての事前の情報提供（開催日の平均何日前か）	42
問 13-5	経営会議等における監査委員の発言状況	42
問 13-6	経営会議等における監査委員の発言内容	43
問 13-7	経営会議等における監査委員の意見による執行側提案への影響	44
問 13-8	出席する委員会	44
問 14-1	個別事象に対する監査委員の対応	45
問 14-2	社長・経営トップとの対話機会	45
問 14-3	執行役との情報共有	46

問 14-4	監査委員でない社外取締役との連携	46
問 14-5	監査委員でない社外取締役との情報交換等の頻度	47
問 15-1	会計監査人の報酬同意に関する担当執行役等からの情報提供の有無	48
問 15-2	会計監査人の報酬同意に関する担当執行役等からの情報提供の時期	48
問 15-3	会計監査人の報酬同意に関する会計監査人からの情報提供の有無	48
問 15-4	会計監査人の報酬同意に関する会計監査人からの情報提供の時期	49
問 15-5	執行部門と会計監査人の折衝状況の把握	49
問 15-6	会計監査人の報酬額に関する取締役会への付議状況	50
問 15-7	会計監査人選任議案の決定プロセス	50
問 15-8	会計監査人の選任又は再任	51
問 15-9-1	会計監査人の再任に関する監査委員会における審議等	51
問 15-9-2	会計監査人の再任に関する経営執行部からの確認依頼	52
問 15-9-3	会計監査人の再任に関する監査委員会の決定	52
問 15-10	会計監査人の評価基準	53
問 16-1	財務報告内部統制報告書の提出会社	54
問 16-2	財務報告内部統制報告制度に関する監査人との連携	54
問 17-1	監査委員会への報告体制	55
問 17-2	監査委員会に報告をした者が不利な取扱いを受けない体制	55
問 17-3	監査委員会の費用等に係る体制	55
問 17-4	内部通報制度	56
問 17-5	監査委員会への通報窓口の有無	56
問 18-1	監査委員の報酬等の制度	57
問 18-2	監査委員への賞与の支給の有無	57
問 18-3	監査委員の年額報酬額	58
問 18-4	常勤監査委員の月額報酬レベル	61
問 18-5	三委員会の委員の手当	61
IV	会社法改正の影響について	62
問 19-1	監査等委員会設置会社への移行①	62
問 19-2	監査等委員会設置会社への移行②	62
問 20-1	責任限定契約①	63
問 20-2	責任限定契約②	63
V	コーポレートガバナンス・コードへの対応	64
問 21	コーポレートガバナンス・コードによる変化	64



## 総括

### I 定時株主総会後の各社の役員等の構成の変化について

#### 1. 取締役会をめぐる状況

- 取締役総数の平均は全体で 10.11 人と、前回とほぼ同様の水準である。社外取締役の平均人数 5.33 人、社外取締役の割合 52.7%も前回とほぼ同様の水準である。また、社外取締役が過半数の会社の割合は 47.2%と前回から 1.1 ポイント減少しているが、ほぼ前回並みといえる。執行役総数の平均は 15.11 人で、前回から 0.52 人増加しているのに対し、取締役兼務者は 2.78 人と前回から 0.43 人減少している(問 1-1)。
- 監査委員以外の社外取締役の前職・現職としては、「会社と無関係な会社の役職員」が最も多く、前回から 10.8 ポイント増加して 64.6%となったが、社外監査委員の場合も同様に「会社と無関係な会社の役職員」が最も多く、前回から 8.6 ポイント増加して 33.3%となった(問 1-6-1、問 1-8-1)。
- 社外監査委員、監査委員以外の社外取締役のいずれも、兼務先を持っていない場合が最も多いが、兼務の比率と兼務社数については他の機関設計に比べて多くなっている(問 1-6-2、問 1-8-2)。
- 社外取締役と会社との関係は、独立性の高い項目の中では、「会社と全く無関係」が最も多く 12.3 ポイント増加して 51.0%となったが、次いで多い「人材派遣業等の紹介」は 4.6 ポイント減少して 5.7%、「その他諸団体」が前回同様で 5.2%となっている。独立性の低い項目では、「会社の資本・取引関係」が前々回 24.8%→前回 15.5%→8.9%と連続して減少しており、会社法改正による社外要件の厳格化の影響と考えられる(問 1-9)。
- 女性役員がいる会社数は、直近の株主総会を経て 2 社増加し、全体で 7 割近くに達し、監査役(会)設置会社(20.5%)、監査等委員会設置会社(19.6%)より多くなっている(問 1-10①、監査役(会)設置会社版問 1-6①、監査等委員会設置会社版問 1-7①)。
- 独立役員として届け出た社外取締役の平均人数は 5.18 人であり、増加傾向にある(前々回 4.05 人→前回 4.64 人)(問 1-11)。

#### 2. 監査委員会をめぐる状況

- 監査委員会の委員長・議長は社外委員が選任されるケースが多く(69.4%)、特に社外非常勤監査委員が 5 割を超えている(問 2-1)。
- 監査委員会は、常勤者の構成比が全体で 9.6 ポイント減少して 26.5%、常勤者がいる会社は 5.6 ポイント減少して 80.6%となっている(問 1-2)。
- 社外監査委員の前職・現職としては、上場会社においては、前回同様、比較的独立性の高い、会社と無関係な委員が多く、特に「会社と無関係な会社の役職員」が 8.6 ポイント増加し 33.3%となった(問 1-6-1)。
- 社内監査委員の前職は執行役以上の要職に就いていたケースが多い(問 1-7)。
- 社外委員の委員会の兼務状況としては、どの委員会の組み合わせも一定数存在するが、前回同様「指名+報酬委員会」の兼務がある会社が、全体、上場/非上場いずれにおいても最も多かった。全体では 65.7%と前回からやや増加している(問 1-3)。
- 社内委員の委員会の兼務状況は、「指名委員会+報酬委員会」の兼務者がいる会社の比率が最も多く、26.6 ポイント増加し、最も多く 78.3%であった。他の委員会の組み合わせがほとんどないことは前回と同様である。社外委員に比べて社内委員の兼務が少ないのは、社外委員の場合は選任できる人間に制約があるのに対し、社内委員は職責を特化する傾向があるためと考えられる(問 1-4)。
- 取締役指名の際の委嘱委員会の明示については、全体で「全委員会の全委員について明示していた」が 63.9%、「全委員会の全委員について明示していなかった」が 22.2%と前回同様両極端に分かれているが、明示が増加の傾向にある(問 1-5)。
- 監査委員会事務局スタッフを置いている会社は前回から 4.7 ポイント増加して 94.4%と大多数を占め

ており、ほとんどの会社でスタッフを置いていることは前回と同様であるが、スタッフの平均人数は 4.06 人と前回から 0.21 人減少している(問 3-1①)。「監査委員会事務局専属スタッフ」を設置している会社の割合は 3.7 ポイント減少し、72.2%となった。「その他部署との兼務スタッフ」は前回から 2 社増加して 9 社であり、他の委員会事務局との兼務の人数より多いのも前回同様である。内部監査部門等の兼務スタッフが多いためと考えられる(問 3-1②)。

- 監査委員会事務局スタッフの兼務部署は、上場会社では「内部監査部門」が最も多い(84.0%)状況は前回と同様であるが、「総務系」「経営企画系」がいなくなり、代わって「法務系」が 0 人から 1 人となっている(問 3-2)。
- 監査委員会事務局スタッフに対する人事同意権等の有無については、76.5%の会社が「専属・兼務にかかわらず同意権等がある」としているが、前回は 0 社であった「同意権等はない」会社が 2 社出てきたことは気がかりである(問 3-3)。
- 監査委員会の議事原案作成者は、監査委員会事務局が 94.4%と前回同様最も多く、監査委員会スタッフが重要な役割を果たしていることがうかがえる(問 2-2)。

### **3. 内部監査部門等の体制**

- 前回及び前々回において 0 社であった「内部監査部門が「ない」会社」が 2 社出てきたことは気がかりである(問 4-1)。
- 内部監査部門スタッフの平均人数は、前回から 1.87 人増加し 31.21 人となっている(問 4-1)。
- 監査委員による内部監査部門等の部門長への人事同意権の有無について、監査委員会が内部監査部門への人事同意権を有する会社は、全体の比率で 8 ポイント、社数で 1 社減少しているが、何らかの形で監査委員会が内部監査部門等の部門長の人事に関与している会社は全体で 15 社と半数弱に達している(問 4-3)。
- 監査委員による内部監査部門等への指示等について、過半数の会社において社内規則で権限が規定されている(58.8%)。また、規定の有無を問わず、依頼をしたことがある会社は全体の 79.4%を占めており、監査役(会)設置会社(66.3%)や監査等委員会設置会社(66.2%)よりも高い比率となっている(問 4-4、監査役(会)設置会社版問 4-4、監査等委員会設置会社版問 4-4)。
- 内部監査部門等の組織上の位置付けについては、「社長に直属している」が全体で 64.7%と最も多いが、他の機関設計に比べて多様であり、「監査委員会に直属している」も 4 社(11.8%)ある(問 4-5)。
- 内部監査部門等からの報告体制については、大半の会社で平時と有事のいずれの場合にも何らかの形で内部監査部門から監査委員会に対する報告がなされているが、有事の場合は、監査委員会にのみ報告がなされる会社が 29.4%あった(問 4-6、4-7)。
- 監査委員会と内部監査部門等との連携については、何らかの形で調整を行っている会社が全体の 8 割以上を占めるが、合同監査については、実施しない会社の比率が半数弱であり、他の機関設計に比べて高くなっている(問 4-8、4-9、監査役(会)設置会社版問 4-9、監査等委員会設置会社版問 4-9)。

## **II 定時株主総会に係る各種実務手続及び期末監査について**

### **1. 事業報告作成をめぐる状況**

- 事業報告に「財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者」について記載を行った会社は前回から 17.7 ポイントと大幅に増加し 97.0%となり、ほとんどの会社で記載されている。また、3 名以上記載されている会社が過半数に達している(問 5①)。知見者としての記載の大半が社外委員であることは前回同様の傾向である。特に「非常勤社外監査委員」が 1.2 ポイント増加して 71.6%となっている(問 5②)。
- 財務及び会計の相当の知見者として記載されているものの経歴として最も多いのが「公認会計士・税理士など会計の有資格者である」であることは前回と変わらない。次に多いのが「CFO 等、財務部門管理役員の経験を有する」であり、前回は 4 番目であったが今回は 7.4 ポイント増加して 2 番目、22.2%となった。前回 2 番目に多かった「弁護士として相応の経験を有する」は、今回は 1.2 ポイント減少し 3 番目となり 17.3%であったが、人数では 4 人増加している(問 5③)。

## **2. 内部統制システムに係る取締役会決議をめぐる状況**

- 内部統制システムに係る取締役会決議について「見直しの決議を行った」会社が前回から 32.8 ポイント減少して 50.0%となり、「見直しの決議は行っていないが、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討を行った」の比率が 30.6 ポイント増加して 44.4%となった。平成 27 年 5 月に施行された改正会社法に対応するための見直しの決議は前回調査時までに行われたため、今回は運用状況が中心となった会社が多いものと考えられる(問 6-1)。
- 内部統制システムに係る取締役会決議について見直した項目では、全体として大半の項目において見直した会社の割合が減少しており、改正会社法への対応が前回調査時までに行われたためと思われる。全体で 55.6%と最も多かったのが「当該株式会社並びにその子会社の取締役、執行役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制」であった。2番目は「監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」、「監査委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の費用又は債務の処理に係る方針に関する事項」「当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」で 50.0%であった(問 6-2)。
- 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの契機として、「執行部門の主体的な検討に基づいて見直した」が 4.2 ポイント増加し 50.0%と最も多くなっている。内部統制システムに係る取締役会決議の見直しに監査委員会がある程度関与をしている「監査委員会の要請に基づいて見直した」と「監査委員会と執行部門との協議に基づいて見直した」の合計は社数、割合共に減少しており(11 社→4 社、45.8%→22.2%)、監査委員会と直接関係する決議事項の見直しが前回調査時までに行われたためと思われる(問 6-3)。
- 内部統制システムの構築・運用状況の開示については、会社法改正により、内部統制システムの運用状況の開示が義務付けられた影響から、「十分に記載されている」が 65.4 ポイント増加して全体の 86.1%と最も多くなり、すべての会社で記載がされている(問 6-4)。

## **3. 監査委員会監査報告作成をめぐる状況**

- 監査委員会監査報告作成に向けて審議を行う回数は、前回と同様審議回数 1-2 回が多数を占めているが、77.7%となり、22.5 ポイント増加した。3 回が 13.7 ポイント減少し 13.9%、4 回以上も 8.9 ポイント減少し 8.3%となっており、監査報告の作成のための審議回数が全体的に減少している。監査役会の場合とは異なる傾向が表れている(問 7-1)。また、監査委員会監査報告作成に至るまでの監査委員間の調整については、大半の会社ではすべての監査委員で行っていることは前回と同様である(問 7-2)。

## **4. 決算短信・有価証券報告書の監査について**

- 決算短信は作成会社の 85.3%で決議事項もしくは報告事項として、取締役会に付議されている。一方、有価証券報告書については、決議事項もしくは報告事項として取締役会に付議されているのは 55.9%であり、決算短信とは依然大きな開きがある(問 8-2、問 9-2)。
- 監査の実施率については、決算短信が全体で 55.9%、有価証券報告書は全体で 67.6%となっている。監査において決算短信より有価証券報告書を重視する傾向は変わっていないと考えられる(問 8-3、問 9-5)。
- 有価証券報告書の提出時期について前回から大きな変化はなく、ほとんどの会社(97.1%)が定時株主総会終了後に提出している(問 9-3)。

## **Ⅲ 取締役会等の状況と監査委員会の日常活動について**

### **1. 他の委員会との連携の状況**

- 大半の会社で「取締役会の場合を通じて」(88.9%)の連携が行われている。他の連携方法としては「委

員の兼任によって」が目立つ。委員会間で積極的に連携の場を設けることは少ないことは変わっていないが、前回0社であった「委員会間の連絡の場を別途設定」が4社あり、「委員会スタッフを通じた連携」は社数で6社から12社へ倍増している(問11)。

## **2. 取締役会の状況等**

- 取締役会の年間開催数及び議案数については、他の機関設計に比べ、報告事項の件数が多い(問12-1)。
- 取締役会の平均所要時間は、「1時間以上～2時間未満」が全体で47.2%と最も多いが、「2時間以上～3時間未満」と拮抗している(問12-2)。
- 取締役会の運営に関する取組については、「取締役会の自己評価」「資料の事前送付」「事前説明の実施」のいずれも8割以上の会社で実施されている(問12-3)。
- 取締役会出席に際しての事前の情報提供の経路については、「取締役会事務局など執行側事務局から」が全体の75.0%と最も多く、次いで「経営幹部から」が50.0%となっている。3番目は「監査委員会事務局スタッフから」で、36.1%となっている。また、事前の監査委員間の情報伝達は、主に監査委員会で行われている(問12-4、12-5)。
- 取締役会における発言については、97.2%と前回同様、大多数の会社において議長からの求めがなくても、必要があれば発言している(問12-7)。
- 取締役会における発言内容として最も多いのは前回同様「会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」の94.4%であり、次に「内部統制システムの適切な構築・運用の観点」が83.3%で続いている。3番目は「法令・定款への遵守性」で80.6%である(問12-8)。

## **3. 取締役会以外の会議等における監査委員の対応**

- 取締役会以外で監査委員が出席する会議で最も多いのは「経営会議など経営に関する重要会議」であり、全体の75.0%となっている。次いで、「各種の委員会」が63.9%、3番目は「内部監査部門の監査報告会」で58.3%となっている。「各種の委員会」の中で最も多いのは「リスク管理委員会」で全体の60.9%となっており、次いで「コンプライアンス委員会」で56.5%である(問13-1、問13-8)。
- 経営会議等への出席に際しての事前の情報提供については、経路、監査委員間の伝達共に取締役会の場合と同様の傾向となっている(問13-2、13-3)が、情報提供の時期は、全体的に取締役会の場合に比べ遅い。法定の会議であるか否かも影響していると考えられる(問13-4)。
- 経営会議等における発言については、「議長からの求めがなくても、必要があれば発言している」が全体の85.2%と最も多い。また、「代表取締役及びほかの取締役や執行役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているわけでもなく、経営会議等においてもほとんど発言していない」は0社であった(問13-5)。また、発言内容の傾向として、最も多いのは「会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」についてであり、85.2%となっている。次いで、「法令・定款への遵守性」が77.8%、3番目は「経営判断原則の履行の充分性」と「内部統制システムの適切な構築・運用の観点」で70.4%となっている(問13-6)。
- 監査委員の意見による執行側提案への影響については、指摘を真摯に受け止めてもらえない会社は0社であった(問13-7)。

## **4. 監査委員会の日常活動**

- 会社において将来重大な問題に発展するおそれのある事象が起こった場合、監査委員の対応としては、「当該事象に関する情報の収集に努めた」が83.3%、「関係する取締役から事情を聞いた」が58.8%となっており、社数も増加しており、情報収集に努める監査委員が多いといえる。また、「取締役会、経営会議等で報告・説明をした」は前回から13ポイント増加して54.2%となった(問14-1)。
- 社長・経営トップとの対話機会については、全体的に分散しているが、最も多いのは「11回以上」であり、全体で30.6%である(問14-2)。
- 執行役との情報共有については、「特になし」の会社は0社であり、すべての会社において、何らかの

形で執行役との情報共有が行われている(問 14-3)。

- 監査委員でない社外取締役との連携については、常勤の監査委員による情報提供もしくは意見交換が最も多く 36.1%であるが、社外の監査委員による情報提供もしくは意見交換の比率も高くなっている。なお、情報交換等の頻度については、全体的に数値は分散しているが、複数回実施している会社が大半である(問 14-4、14-5)。

## **5. 会計監査人との関係**

- 会計監査人の報酬額の同意に際しては、すべての会社で担当執行役等から監査委員に対する事前の情報提供があった(問 15-1)。会計監査人から情報提供のあった会社は、全体で 1.3 ポイント増加し 80.6%となり、担当執行役等からの事前の情報提供と比べると少ない。会計監査人からの積極的な情報提供が少ないのはプロセスとして監査委員会の同意が監査役、監査等委員会の場合と同様、執行側の提案に対する同意ということが大きいと思われる(問 15-3)。
- 会計監査人の報酬を決定するにあたり、担当執行役等からの情報提供の時期については、全体としては「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行等と会計監査人との間で報酬額についてはほぼ結論が出された段階」が最も多いが、前回から 34.3 ポイント減少して 47.2%となっており、「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階」が 44.4%で拮抗している(問 15-2)。
- 執行部門と会計監査人の折衝状況につき、「十分把握していた」と「ある程度把握していた」の合計は 91.6%となり、ほとんどの会社で配慮がなされている。ただし、「十分把握していた」の比率と社数が減少している点は気かりである(問 15-5)。
- 会計監査人からの情報提供の時期については、全体としては「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で報酬額についてはほぼ結論が出された段階」が 65.5%と最も多く、次いで「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階」が、31.0%と 2 番目となっているが、担当執行役からの情報提供の時期のように前倒しになる傾向は見られない(問 15-4)。
- 会計監査人選任議案の決定プロセスについては、最も多いのが「執行側で原案を作成し、それを監査委員会で決定する。原案が否決された場合は、執行側で代替案を作成させる」の 16 社であるが、「原案の作成等は監査委員会側が主導権を持って準備するが、情報の入手等については執行側を活用する」も 13 社であり、拮抗している。監査委員会側が主導して準備している会社の合計は 50.0%で、前回から比率は減少しているものの社数は増加し、半数を保っている(問 15-7)。
- 前期から引き続き同じ会計監査人を再任した会社における手続としては、書面か口頭かにかかわらず、経営執行部から確認の依頼があった会社が 54.3%と過半数となっているが、半数近くの会社で確認依頼がないことは気かりである。また、監査委員会としての対応については、「監査委員会の決定を書面で提出した」が最も多く、全体の 65.7%で、ほとんどの会社で執行側に決定を伝えている(問 15-9-2、15-9-3)。
- 会計監査人の評価基準については、策定が行われている会社の比率は 94.5%である(問 15-10)。

## **6. 監査委員会の監査環境について**

- 監査委員会への報告体制については、「体制の構築も運用も十分になされている」の比率が 2.2 ポイント減少し 80.6%となっているが、社数は 5 社増加している。他方「体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない」が 2.9 ポイント増加し 16.7%となっており、社数も 2 社増加している(問 17-1)。
- 監査委員会に報告をした者が不利な取扱いを受けない体制については、「体制の構築も運用も十分になされている」会社数は 3 社増加しているが、比率は全体で 77.8%と減少している(問 17-2)。
- 監査委員会の費用等に係る体制については、「体制の構築も運用も十分になされている」会社の割合が全体で 97.2%と大多数を占めている(問 17-3)。
- すべての会社で内部通報制度を有しており、監査委員会(もしくは特定の監査委員)が内部通報の窓口になっている会社の比率は 41.7%と、監査役(会)設置会社の場合(31.4%)よりは比率が高いものの

監査等委員会設置会社(46.9%)と同レベルで、一般的にはなっていない状況である(監査役(会)設置会社版問 20-6、監査等委員会設置会社版問 19-5)。取締役の職務執行の監査という監査委員会の職責を考えると、監査役(会)設置会社の場合と同様に内部通報の通報状況とその対応につき執行側からタイムリーに報告があるかがより重要で、監査委員会への報告体制の構築運用状況と合わせ考察する必要がある(問 17-4、問 17-5)。

#### IV 会社法改正に伴う各種の対応について

##### 1. 監査等委員会設置会社への移行予定について

□ 監査等委員会設置会社への移行については、今後も検討予定のない会社と移行に否定的な会社で回答の全てとなっている(問 19-1)。

##### 2. 責任限定契約について

- 責任限定契約についての規定はほとんどの会社で設けられており、7割以上の会社で社内非業務執行役員も対象となっている(問 20-1)。
- 実際に責任限定契約を締結している者の属性として、最も多いのは「社外非常勤の監査委員」であり、全体で 94.3%と大多数を占めている。次に多いのは「社外取締役(監査委員以外)」で、全体で 77.1%である。常勤もしくは社内の監査委員が責任限定契約を締結している割合は、社外非常勤と比べてかなり低いですが、増加傾向にはある(問 20-2)。

#### V. コーポレートガバナンス・コードへの対応について

□ 「特に変化はない」の比率は 16.7%で、大半の会社においてコーポレートガバナンス・コードを受けた何らかの変化が生じている。変化の具体的な項目については、それぞれの選択肢において40%前後の会社が対応を進めている(問 21)。

#### アンケート実施状況

実施期間： 平成 29 年 2 月 10 日 (金) ~ 3 月 3 日 (金)  
対象者： 当協会会員のうち指名委員会等設置会社 69 社  
(平成 29 年 2 月 9 日時点の会社数)  
実施方法： インターネットを利用し、当協会ホームページより1社1回答  
回答数： 有効回答数 36 社 回答率 52.2%

### 定時総会前の会社機関構成(F1)

	2015年		2016年	
	社数	割合	社数	割合
1. 現在と同じ(指名委員会等設置会社)	28	96.6%	34	94.4%
2. 取締役会+監査役会+会計監査人	1	3.4%	2	5.6%
3. 取締役会+監査役+会計監査人	0	0.0%	0	0.0%
4. 取締役会+監査役(業務監査権限あり)	0	0.0%	0	0.0%
5. 取締役会+監査役(会計監査権限のみ)	0	0.0%	0	0.0%
6. 監査等委員会設置会社	-	-	0	0.0%
7. その他	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	29	100.0%	36	100.0%

### 上場分類別社数

	2015年		2016年	
	社数	割合	社数	割合
上場	25	86.2%	34	94.4%
1. 一部上場	23	79.3%	32	88.9%
2. 二部上場	1	3.4%	1	2.8%
3. 札幌・福岡・セントレックス	0	0.0%	0	0.0%
4. マザーズ	0	0.0%	0	0.0%
5. ジャスダック	1	3.4%	1	2.8%
6. その他上場	0	0.0%	0	0.0%
非上場	4	13.8%	2	5.6%
回答社数	29	100.0%	36	100.0%

### 会社法上の会社規模別社数

	2015年		2016年	
	社数	割合	社数	割合
1. 大会社	27	93.1%	35	97.2%
2. 大会社以外	1	3.4%	0	0.0%
3. その他	1	3.4%	1	2.8%
回答社数	29	100.0%	36	100.0%

### 純粋持株会社(F2)

	2015年		2016年	
	社数	割合	社数	割合
1. 純粋持株会社である	7	24.1%	7	19.4%
2. 純粋持株会社ではない	22	75.9%	29	80.6%
回答社数	29	100.0%	36	100.0%

## I 定時株主総会後の各社の役員等の構成について

### 問 1-1 取締役・執行役の人数

		全体		上場		非上場	
		2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年
取締役 人数	総数平均(人)	10.28	10.11	10.00	10.15	12.00	9.50
	うち社外(人)	5.34	5.33	5.12	5.35	6.75	5.00
	社外の構成比(%)	52.0%	52.7%	51.2%	52.7%	56.3%	52.6%
	社外過半数の会社数	14	17	11	16	3	1
	社外過半数の会社の割合(%)	48.3%	47.2%	44.0%	47.1%	75.0%	50.0%
執行役 人数	総数平均(人)	14.59	15.11	13.56	15.38	21.00	10.50
	うち取締役兼務(人)	3.21	2.78	3.08	2.71	4.00	4.00
	兼務者の構成比(%)	22.0%	18.4%	22.7%	17.6%	19.0%	38.1%
回答社数		29	36	25	34	4	2

・取締役総数の平均は全体で 10.11 人と減少しているが、前回とほぼ同様の水準にある。社外取締役の平均人数は 5.33 人、社外取締役の割合は 52.7%と前回とほぼ同様である。

・執行役総数の平均は 15.11 人で、前回から 0.52 人増加しているのに対し、取締役兼務者は 2.78 人と前回から 0.43 人減少している。執行と監督の分離が意識されているものと考えられる。

### 問 1-2 三委員会の委員構成

		全体		上場		非上場	
		2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年
指名 委員 会	総数平均(人)	3.93	4.00	4.00	4.00	3.50	4.00
	うち社外(人)	2.72	2.92	2.80	2.94	2.25	2.50
	社外の構成比(%)	69.3%	73.0%	70.0%	73.5%	64.3%	62.5%
報酬 委員 会	総数平均(人)	3.76	3.86	3.80	3.85	3.50	4.00
	うち社外(人)	2.66	2.81	2.72	2.82	2.25	2.50
	社外の構成比(%)	70.6%	72.8%	71.6%	73.2%	64.3%	62.5%
監査 委員 会	総数平均(人)	3.72	4.08	3.72	4.09	3.75	4.00
	うち社外(人)	2.86	3.14	2.76	3.12	3.50	3.50
	社外の構成比(%)	76.9%	77.0%	74.2%	76.3%	93.3%	87.5%
	うち常勤の平均(人)	1.34	1.08	1.40	1.09	1.00	1.00
	常勤の構成比(%)	36.1%	26.5%	37.6%	26.7%	26.7%	25.0%
	常勤がいる会社数	25	29	21	27	4	2
常勤がいる会社の割合(%)		86.2%	80.6%	84.0%	79.4%	100.0%	100.0%
回答社数		29	36	25	34	4	2

・指名委員会及び報酬委員会の総数平均に大きな変動はないが、社外構成比が若干高くなっている。

・監査委員会は、常勤者の平均人数が 1.34 人から 1.08 人に減少しており、常勤がいる会社も 5.6 ポイント減少して 80.6%となっており、気がかりなところである。

問 1-3 委員会の兼務状況(社外委員)

	全体		上場		非上場	
	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年
1. 監査+指名+報酬委員会(平均人数)	0.97	0.97	1.12	1.03	0.00	0.00
兼務がある会社数	14	17	14	17	0	0
兼務がある会社数の割合	48.3%	48.6%	56.0%	51.5%	0.0%	0.0%
兼務がある場合の平均人数	2.00	2.06	2.00	2.06	0.00	0.00
2. 監査+指名委員会(平均人数)	0.66	0.64	0.64	0.59	0.75	1.50
兼務がある会社数	10	16	8	14	2	2
兼務がある会社数の割合	34.5%	45.7%	32.0%	42.4%	50.0%	100.0%
兼務がある場合の平均人数	1.90	1.44	2.00	1.43	1.50	1.50
3. 監査+報酬委員会(平均人数)	0.55	0.58	0.52	0.56	0.75	1.00
兼務がある会社数	11	17	8	15	3	2
兼務がある会社数の割合	37.9%	48.6%	32.0%	45.5%	75.0%	100.0%
兼務がある場合の平均人数	1.45	1.24	1.63	1.27	1.00	1.00
4. 指名+報酬委員会(平均人数)	1.10	1.06	1.12	1.06	1.00	1.00
兼務がある会社数	18	23	15	21	3	2
兼務がある会社数の割合	62.1%	65.7%	60.0%	63.6%	75.0%	100.0%
兼務がある場合の平均人数	1.78	1.65	1.87	1.71	1.33	1.00
回答社数	29	35	25	33	4	2

・前回同様「4.指名+報酬委員会」の兼務がある会社が、全体、上場/非上場いずれにおいても最も多かった。全体では65.7%と前回からやや増加している。

#### 問 1-4 委員会の兼務状況(社内委員)

(平均人数)	全体		上場		非上場	
	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年
1. 監査+指名+報酬委員会(平均人数)	0.21	0.19	0.24	0.18	0.00	0.50
兼務がある会社数	3	4	3	3	0	1
兼務がある会社数の割合	10.3%	17.4%	12.0%	14.3%	0.0%	50.0%
兼務がある場合の平均人数	2.00	1.75	2.00	2.00	0.00	1.00
2. 監査+指名委員会(平均人数)	0.10	0.06	0.12	0.03	0.00	0.50
兼務がある会社数	2	2	2	1	0	1
兼務がある会社数の割合	6.9%	8.7%	8.0%	4.8%	0.0%	50.0%
兼務がある場合の平均人数	1.50	1.00	1.50	1.00	0.00	1.00
3. 監査+報酬委員会(平均人数)	0.14	0.11	0.16	0.09	0.00	0.50
兼務がある会社数	3	4	3	3	0	1
兼務がある会社数の割合	10.3%	17.4%	12.0%	14.3%	0.0%	50.0%
兼務がある場合の平均人数	1.33	1.00	1.33	1.00	0.00	1.00
4. 指名+報酬委員会(平均人数)	0.79	0.61	0.76	0.56	1.00	1.50
兼務がある会社数	15	18	12	16	3	2
兼務がある会社数の割合	51.7%	78.3%	48.0%	76.2%	75.0%	100.0%
兼務がある場合の平均人数	1.53	1.22	1.58	1.19	1.33	1.50
回答社数	29	23	25	21	4	2

- ・社内委員の委員会の兼務状況は、「4. 指名委員会+報酬委員会」の兼務者がいる会社の割合が最も多く、26.6ポイント増加し、78.3%であった。
- ・他の委員会の組み合わせがほとんどないことは前回と同様である。社外委員に比べて社内委員の兼務が少ないのは、社外委員の場合は選任できる人間に制約があるのに対し、社内委員は職責を特化する傾向があるためと考えられる。

#### 問 1-5 取締役指名の際の委嘱委員会の明示の有無

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 全委員会の全委員について明示していた	17	58.6%	23	63.9%	16	64.0%	22	64.7%	1	25.0%	1	50.0%
2. 全委員会の全社外取締役について明示していた	1	3.4%	1	2.8%	1	4.0%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%
3. 監査委員会についてのみ全委員について明示していた	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. 監査委員会についてのみ社外取締役について明示していた	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. 全委員会の全委員について明示していなかった	9	31.0%	8	22.2%	7	28.0%	7	20.6%	2	50.0%	1	50.0%
6. その他	2	6.9%	4	11.1%	1	4.0%	4	11.8%	1	25.0%	0	0.0%
回答社数	29	100.0%	36	100.0%	25	100.0%	34	100.0%	4	100.0%	2	100.0%

- ・全体で「1. 全委員会の全委員について明示していた」が63.9%、「5. 全委員会の全委員について明示していなかった」が22.2%と前回同様両極端に分かれているが、明示が増加の傾向にある。

問 1-6-1 社外監査委員の前職又は現職

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 親会社の役職員	3	3.5%	2	1.7%	3	4.2%	2	1.8%	0	0.0%	0	0.0%
2. 親会社以外のグループ会社の役職員	1	1.2%	2	1.7%	0	0.0%	2	1.8%	1	7.1%	0	0.0%
3. 大株主の役職員	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. 取引銀行の役職員	2	2.4%	2	1.7%	2	2.8%	2	1.8%	0	0.0%	0	0.0%
5. 取引先の役職員	7	8.2%	4	3.4%	6	8.5%	3	2.7%	1	7.1%	1	14.3%
6. 会社と無関係な会社の役職員	21	24.7%	39	33.3%	17	23.9%	37	33.6%	4	28.6%	2	28.6%
7. 公認会計士又は税理士	12	14.1%	23	19.7%	11	15.5%	22	20.0%	1	7.1%	1	14.3%
8. 弁護士	17	20.0%	25	21.4%	13	18.3%	23	20.9%	4	28.6%	2	28.6%
9. 大学教授	10	11.8%	8	6.8%	9	12.7%	7	6.4%	1	7.1%	1	14.3%
10. 官公庁	7	8.2%	8	6.8%	7	9.9%	8	7.3%	0	0.0%	0	0.0%
11. その他	5	5.9%	4	3.4%	3	4.2%	4	3.6%	2	14.3%	0	0.0%
合計人数	85	100.0%	117	100.0%	71	100.0%	110	100.0%	14	100.0%	7	100.0%

・上場会社においては、前回同様、選択肢 6～9 といった比較的独立性の高い、会社と無関係な委員が多く、特に「会社と無関係な会社の役職員」が 8.6 ポイント増加し 33.3%となった。

問 1-6-2 社外監査委員の兼務社数(第 17 回新設)

	2016年					
	全体		上場		非上場	
0社	45	39.8%	42	39.6%	3	42.9%
1社	29	25.7%	28	26.4%	1	14.3%
2社	23	20.4%	20	18.9%	3	42.9%
3社	10	8.8%	10	9.4%	0	0.0%
4社	3	2.7%	3	2.8%	0	0.0%
5社以上	3	2.7%	3	2.8%	0	0.0%
合計人数	113	100.0%	106	100.0%	7	100.0%

・兼務先を持っていない社外監査委員が全体で 39.8%と最も多いが、社外監査役、社外監査等委員に比べ兼務先を持っている比率が高い(監査役(会)設置会社版問 1-2-2、監査等委員会設置会社版問 1-3-2)。

### 問 1-7 社内監査委員の前職

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 会長・副会長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 社長	0	0.0%	3	8.1%	0	0.0%	1	3.0%	0	0.0%	2	50.0%
3. 副社長	2	8.0%	1	2.7%	2	8.3%	1	3.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. 専務・常務	7	28.0%	10	27.0%	7	29.2%	10	30.3%	0	0.0%	0	0.0%
5. 上記1~4以外の取締役	2	8.0%	2	5.4%	2	8.3%	2	6.1%	0	0.0%	0	0.0%
6. 執行役	10	40.0%	10	27.0%	9	37.5%	9	27.3%	1	100.0%	1	25.0%
7. 相談役・顧問・嘱託	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
8. 監査関係部長等	2	8.0%	4	10.8%	2	8.3%	3	9.1%	0	0.0%	1	25.0%
9. 監査関係以外の部長等	1	4.0%	3	8.1%	1	4.2%	3	9.1%	0	0.0%	0	0.0%
10. その他	1	4.0%	4	10.8%	1	4.2%	4	12.1%	0	0.0%	0	0.0%
合計人数	25	100.0%	37	100.0%	24	100.0%	33	100.0%	1	100.0%	4	100.0%

・社内監査委員の前職として執行役以上の要職に就いていたケースが多い。

### 問 1-8-1 監査委員以外の社外取締役の前職又は現職

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 親会社の役職員	6	7.7%	1	1.3%	6	9.5%	1	1.3%	0	0.0%	0	0.0%
2. 親会社以外のグループ会社の役職員	0	0.0%	1	1.3%	0	0.0%	1	1.3%	0	0.0%	0	0.0%
3. 大株主の役職員	2	2.6%	0	0.0%	2	3.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. 取引銀行の役職員	2	2.6%	1	1.3%	2	3.2%	1	1.3%	0	0.0%	0	0.0%
5. 取引先の役職員	7	9.0%	5	6.3%	6	9.5%	4	5.3%	1	6.7%	1	33.3%
6. 会社と無関係な会社の役職員	42	53.8%	51	64.6%	31	49.2%	50	65.8%	11	73.3%	1	33.3%
7. 公認会計士又は税理士	3	3.8%	2	2.5%	2	3.2%	2	2.6%	1	6.7%	0	0.0%
8. 弁護士	4	5.1%	5	6.3%	3	4.8%	5	6.6%	1	6.7%	0	0.0%
9. 大学教授	5	6.4%	5	6.3%	5	7.9%	5	6.6%	0	0.0%	0	0.0%
10. 官公庁	2	2.6%	3	3.8%	2	3.2%	3	3.9%	0	0.0%	0	0.0%
11. その他	5	6.4%	5	6.3%	4	6.3%	4	5.3%	1	6.7%	1	33.3%
合計人数	78	100.0%	79	100.0%	63	100.0%	76	100.0%	15	100.0%	3	100.0%

・監査委員以外の社外取締役の前職・現職としては、「6. 会社と無関係な会社の役職員」が最も多いことは社外監査委員の場合と同様であり、監査委員以外の場合は前回から 10.8 ポイント増加して 64.6%となっている。

・「1. 親会社の役職員」が前々回 18.5%(10.7 ポイント減少)→前回 7.7%(10.8 ポイント減少)→今回 1.3%(6.4ポイント減少)と連続して大幅に減少している。また、「5. 取引先の役職員」も前回から2.7ポイント減少し 6.3%となった。これは、会社法改正の結果社外要件が厳格化され、経過措置の期間も満了したことが影響しているものと考えられる。

問 1-8-2 監査委員以外の社外取締役の兼務社数(第 17 回新設)

	2016 年					
	全体		上場		非上場	
0 社	22	28.6%	21	28.4%	1	33.3%
1 社	16	20.8%	16	21.6%	0	0.0%
2 社	16	20.8%	16	21.6%	0	0.0%
3 社	11	14.3%	11	14.9%	0	0.0%
4 社	6	7.8%	4	5.4%	2	66.7%
5 社以上	6	7.8%	6	8.1%	0	0.0%
合計人数	77	100.0%	74	100.0%	3	100.0%

・兼務先を持っていない監査委員以外の社外取締役が全体で 28.6%と最も多く、社外監査委員の場合と同様、他の機関設計に比べ兼務先を持っている比率が高い(監査役(会)設置会社版問 1-5-3、監査等委員会設置会社版問 1-5-2 参照)。

問 1-9 社外取締役と会社との関係

	全体				上場				非上場			
	2015 年		2016 年		2015 年		2016 年		2015 年		2016 年	
1. CEO・役員の個人的知己・友人	14	9.0%	14	7.3%	12	9.4%	14	7.7%	2	7.4%	0	0.0%
2. CEO・役員の血縁者	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 会社の資本・取引関係	24	15.5%	17	8.9%	23	18.0%	17	9.3%	1	3.7%	0	0.0%
4. 日本経団連等財界活動	14	9.0%	8	4.2%	7	5.5%	8	4.4%	7	25.9%	0	0.0%
5. 学者等著名人(書籍・マスコミ)	10	6.5%	9	4.7%	10	7.8%	9	4.9%	0	0.0%	0	0.0%
6. 日本弁護士連合会等	6	3.9%	7	3.6%	5	3.9%	7	3.8%	1	3.7%	0	0.0%
7. その他諸団体	8	5.2%	10	5.2%	8	6.3%	10	5.5%	0	0.0%	0	0.0%
8. 人材派遣業等の紹介	16	10.3%	11	5.7%	15	11.7%	10	5.5%	1	3.7%	1	10.0%
9. 上記 1～8 に該当せず会社と全く無関係	60	38.7%	98	51.0%	45	35.2%	90	49.5%	15	55.6%	8	80.0%
10. その他	3	1.9%	18	9.4%	3	2.3%	17	9.3%	0	0.0%	1	10.0%
合計人数	155	100.0%	192	100.0%	128	100.0%	182	100.0%	27	100.0%	10	100.0%

・選択肢 4～9 の独立性の高い項目の中では、「9. 上記 1～8 に該当せず会社と全く無関係」が最も多く 12.3 ポイント増加して 51.0%となったが、次いで多い「8. 人材派遣業等の紹介」は 4.6 ポイント減少して 5.7%、「7. その他諸団体」が前回同様で 5.2%となっている。

・選択肢 1～3 の独立性の低い項目では、「3. 会社の資本・取引関係」が前々回 24.8% (8.1 ポイント減少) → 前回 15.5% (9.3 ポイント減少) → 8.9% (6.6 ポイント減少) と連続して減少しており、会社法改正による社外要件の厳格化の影響と考えられる(ただし、「1. CEO・役員個人の知己・友人」は 1.7 ポイント減少に留まっている)。

## 問 1-10 女性役員の人数

### ①女性役員の有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場	
	総会前	総会后	総会前	総会后	総会前	総会后
女性役員がいる	23	25	21	23	2	2
	63.9%	69.4%	61.8%	67.6%	100.0%	100.0%
女性役員はいない	13	11	13	11	0	0
	36.1%	30.6%	38.2%	32.4%	0.0%	0.0%
回答社数	36	36	34	34	2	2
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・女性役員がいる会社数は、直近の株主総会を経て2社の増加にとどまるものの、全体で7割近くに達し、監査役(会)設置会社(20.5%)、監査等委員会設置会社(19.6%)より多くなっている(監査役(会)設置会社版問 1-6①、監査等委員会設置会社問 1-7①参照)。

### ②女性役員の人数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場	
	総会前	総会后	総会前	総会后	総会前	総会后
0人	13	11	13	11	0	0
	36.1%	30.6%	38.2%	32.4%	0.0%	0.0%
1人	12	15	11	14	1	1
	33.3%	41.7%	32.4%	41.2%	50.0%	50.0%
2人	10	9	9	8	1	1
	27.8%	25.0%	26.5%	23.5%	50.0%	50.0%
3人	0	1	0	1	0	0
	0.0%	2.8%	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%
4人以上	1	0	1	0	0	0
	2.8%	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%
回答社数	36	36	34	34	2	2
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

### ③女性役員の属性

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場	
	総会前	総会后	総会前	総会后	総会前	総会后
1. 常勤社内の監査委員	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 常勤社外の監査委員	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 非常勤社内の監査委員	1	0	1	0	0	0
	2.8%	0.0%	3.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 非常勤社外の監査委員	20	21	17	18	3	3
	55.6%	58.3%	51.5%	54.5%	100.0%	100.0%
5. 社外取締役(監査委員以外)	13	13	13	13	0	0
	36.1%	36.1%	39.4%	39.4%	0.0%	0.0%
6. 社内取締役(監査委員以外)	2	2	2	2	0	0
	5.6%	5.6%	6.1%	6.1%	0.0%	0.0%
合計人数	36	36	33	33	3	3
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・最も多いのは「4. 非常勤社外の監査委員」で、全体で58.3%、次に多いのが「5. 社外取締役(監査委員以外)」であり、36.1%となっており、直近の株主総会の前後でほとんど変動がない。社内昇格者は依然少なく、多様性確保のため社外専門家を招いていると見られる。

### 問 1-11 独立役員の届出状況

	上場	
	2015年	2016年
独立役員を届け出ている会社数	25	33
上場会社における割合(%)	100.0%	100.0%
独立役員として届け出た社外取締役の人数(平均)	4.64	5.18
うち監査委員の人数(平均)	2.60	3.03
監査委員の割合(%)	56.0%	58.5%
回答社数	25	33

・すべての上場会社において独立役員の届け出が行われていることは前回同様である。独立役員として届け出た社外取締役の平均人数は5.18人であり、増加傾向にある(前々回4.05人→前回4.64人)。

### 問 2-1 監査委員会の委員長・議長

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 社外常勤監査委員	19	65.5%	4	11.1%	15	60.0%	3	8.8%	4	100.0%	1	50.0%
2. 社外非常勤監査委員			21	58.3%			20	58.8%			1	50.0%
3. 社内常勤監査委員	10	34.5%	11	30.6%	10	40.0%	11	32.4%	0	0.0%	0	0.0%
4. 社内非常勤監査委員			0	0.0%			0	0.0%			0	0.0%
5. 特に定めていない	-	-	0	0.0%	-	-	0	0.0%	-	-	0	0.0%
回答社数	29	100.0%	36	100.0%	25	100.0%	34	100.0%	4	100.0%	2	100.0%

・監査委員会の委員長・議長は社外委員が選任されるケースの方が多く、特に社外非常勤監査委員の比率が高い(社外委員全体の比率は69.4%と前回から3.9ポイント増加している)。

### 問 2-2 監査委員会における議事原案作成者（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 社内委員	13	44.8%	14	38.9%	12	48.0%	13	38.2%	1	25.0%	1	50.0%
2. 社外委員	5	17.2%	3	8.3%	3	12.0%	2	5.9%	2	50.0%	1	50.0%
3. 監査委員会事務局	24	82.8%	34	94.4%	21	84.0%	33	97.1%	3	75.0%	1	50.0%
4. 執行事務局	1	3.4%	3	8.3%	1	4.0%	3	8.8%	0	0.0%	0	0.0%
5. その他	0	0.0%	1	2.8%	0	0.0%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	29	100.0%	36	100.0%	25	100.0%	34	100.0%	4	100.0%	2	100.0%

・「3. 監査委員会事務局」が原案を作成する傾向は前回同様で、全体で94.4%となっており、ほとんどの会社で事務局が関与している。

問 3-1 監査委員会事務局スタッフ(監査委員会の補助使用人)の人数

① 監査委員会事務局スタッフの設置状況

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
スタッフ設置なし	3	10.3%	2	5.6%	2	8.0%	1	2.9%	1	25.0%	1	50.0%
スタッフ設置あり	26	89.7%	34	94.4%	23	92.0%	33	97.1%	3	75.0%	1	50.0%
平均人数	4.27		4.06		4.00		3.85		6.33		11.00	
回答社数	29	100.0%	36	100.0%	25	100.0%	34	100.0%	4	100.0%	2	100.0%

- ・監査委員会事務局スタッフを置いている会社は前回から 4.7 ポイント増加して 94.4%と大多数を占めており、ほとんどの会社でスタッフを置いていることは前回と同様であるが、スタッフの平均人数は 4.06 人と前回から 0.21 人減少している。

② 監査委員会事務局スタッフの属性別設置状況と平均人数

	1.監査委員会事務局専属スタッフが いる会社		2.三委員会事務局兼務スタッフが いる会社		3.指名委員会事務局兼務スタッフが いる会社		4.報酬委員会事務局兼務スタッフが いる会社		5.その他部署との兼務スタッフが いる会社	
	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年
会社数	22	26	2	5	0	2	0	2	7	9
(%)	75.9%	72.2%	6.9%	13.9%	0.0%	5.6%	0.0%	5.6%	0.2%	25.0%
平均人数	4.18	3.77	1.00	1.80	0.00	1.50	0.00	1.50	2.43	2.78
回答社数	29	36	29	36	29	36	29	36	29	36

※比率は回答社数(全体の総回答社数)に占める割合

- ・「1. 監査委員会事務局専属スタッフ」を設置している会社の割合は 3.7 ポイント減少し、72.2%となっているが、社数は増加している。
- ・「5. その他部署との兼務スタッフ」は前回から 2 社増加して 9 社であり、他の委員会事務局との兼務の人数より多いのは前回同様である。内部監査部門等の兼務スタッフが多いためと考えられる(問 3-2 参照)。

### 問 3-2 監査委員会事務局スタッフの兼務部署

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 総務系	1	5.9%	0	0.0%	1	5.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 法務系	0	0.0%	1	4.0%	0	0.0%	1	4.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 経理・財務系	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. 経営企画系	2	11.8%	0	0.0%	2	11.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. 内部監査部門系	12	70.6%	21	84.0%	12	70.6%	21	84.0%	0	0.0%	0	0.0%
6. その他	2	11.8%	3	12.0%	2	11.8%	3	12.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計人数	17	100.0%	25	100.0%	17	100.0%	25	100.0%	0	0.0%	0	0.0%

・「5. 内部監査部門系」が多い状況は前回と同様であるが、「1. 総務系」「4. 経営企画系」がいなくなり、代わって「2. 法務系」が0人から1人となっている。前々回は法務系が3人、総務系1人、経営企画系0人であり、この辺りは方針を持った起用ではなく、その時点での状況判断で起用しているものと思われる。

### 問 3-3 監査委員会事務局スタッフに対する人事同意権等の有無

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. 専属・兼務にかかわらず同意権等がある	18	69.2%	26	76.5%	15	65.2%	25	75.8%	3	100.0%	1	100.0%
2. 専属のみ同意権等がある	8	30.8%	6	17.6%	8	34.8%	6	18.2%	0	0.0%	0	0.0%
3. 同意権等はない	0	0.0%	2	5.9%	0	0.0%	2	6.1%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	26	100.0%	34	100.0%	23	100.0%	33	100.0%	3	100.0%	1	100.0%

・「1. 専属・兼務にかかわらず同意権等がある」としている会社が76.5%と増加しているが、前回は0社であった「3. 同意権等はない」会社が2社出てきたことは気がかりである。

#### 問 4-1 内部監査部門等のスタッフ数

	2015年	2016年
1. 内部監査部門が「ある」会社	29	34
平均人数	29.34	31.21
1-5人	5	6
6-10人	4	8
11-15人	2	1
16-20人	5	3
21-30人	4	4
31-50人	5	6
51人以上	4	6
2. 内部監査部門が「ない」会社	0	2
回答社数	29	36

- ・前回及び前々回において0社であった「2. 内部監査部門が「ない」会社」が2社出てきたことは気がかりである。
- ・スタッフの平均人数は前回から1.87人増加し31.21人となっているが、スタッフ数6-10人の会社が8社と最も多い。

#### 問 4-2 内部監査部門等の部門長の役職

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 取締役又は執行役	10	34.5%	10	29.4%	8	32.0%	10	31.3%	2	50.0%	0	0.0%
2. 部長職	13	44.8%	19	55.9%	12	48.0%	18	56.3%	1	25.0%	1	50.0%
3. その他	6	20.7%	5	14.7%	5	20.0%	4	12.5%	1	25.0%	1	50.0%
回答社数	29	100.0%	34	100.0%	25	100.0%	32	100.0%	4	100.0%	2	100.0%

- ・「1.取締役又は執行役」と「2. 部長職」で大半を占めていることは前回同様である。前回の傾向と同様「2. 部長職」が増加している。

#### 問 4-3 監査委員会による内部監査部門等の部門長への人事同意権の有無

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 人事同意権はある	10	34.5%	9	26.5%	9	36.0%	8	25.0%	1	25.0%	1	50.0%
2. 人事同意権はないが、意見を表明している	19	65.5%	6	17.6%	16	64.0%	5	15.6%	3	75.0%	1	50.0%
3. 人事同意権はなく、意見も表明していない			19	55.9%			19	59.4%			0	0.0%
回答社数	29	100.0%	34	100.0%	25	100.0%	32	100.0%	4	100.0%	2	100.0%

- ・監査委員会が内部監査部門への人事同意権を有する会社は、全体の比率で8ポイント、社数で1社減少しており、内部監査部門が必ずしも監査委員会の傘下に入る傾向にあるとは言えない状況であるが、何らかの形で監査委員会が内部監査部門等の部門長の人事に関与している会社(選択肢1と2の合計)は全体で15社と半数弱に達している。

問 4-4 監査委員会による内部監査部門等への指示等(第 17 回新設)

	2016 年					
	全体		上場		非上場	
1. 社内規則で権限が規定されており、その権限を行使したことがある	20	58.8%	18	56.3%	2	100.0%
2. 社内規則で権限が規定されているが、その権限を行使したことはない	5	14.7%	5	15.6%	0	0.0%
3. 社内規則で権限は規定されていないが、依頼をしたことがある	7	20.6%	7	21.9%	0	0.0%
4. 社内規則で権限は規定されておらず、依頼をしたこともない	2	5.9%	2	6.3%	0	0.0%
5. その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	34	100.0%	32	100.0%	2	100.0%

・73.5%の会社において社内規則で権限が規定されている。また、規定の有無を問わず、依頼をしたことがある会社は全体の 79.4%を占めており、監査役(会)設置会社(66.3%)や監査等委員会設置会社(66.2%)よりも高い比率となっている(監査役(会)設置会社版問 4-4、監査等委員会設置会社問 4-4 参照)。

問 4-5 内部監査部門等の組織上の位置付け(第 17 回新設)

	2016 年					
	全体		上場		非上場	
1. 社長に直属している	22	64.7%	21	65.6%	1	50.0%
2. その他の執行役に直属している	6	17.6%	5	15.6%	1	50.0%
3. 取締役会に直属している	1	2.9%	1	3.1%	0	0.0%
4. 監査委員会に直属している	4	11.8%	4	12.5%	0	0.0%
5. その他	1	2.9%	1	3.1%	0	0.0%
回答社数	34	100.0%	32	100.0%	2	100.0%

・監査役(会)設置会社(77.0%)や監査等委員会設置会社(83.3%)よりも低い比率ではあるが「1. 社長に直属している」が全体で 64.7%と最も多い(監査役(会)設置会社版問 4-5、監査等委員会設置会社問 4-5)。「4. 監査委員会に直属している」も 4 社(11.8%)ある。

問 4-6 内部監査部門等からの報告(平時)(第 17 回新設)

	2016 年					
	全体		上場		非上場	
1. 内部監査部門等を所管する役員(社長が所管している場合を含む)のみに報告される	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 取締役会のみに報告される	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 監査委員会のみに報告される	1	2.9%	1	3.1%	0	0.0%
4. 上記「1」若しくは「2」が正式報告先であり、監査委員会は報告の写送付先である	7	20.6%	7	21.9%	0	0.0%
5. 監査委員会が正式報告先であり、上記「1」若しくは「2」は報告の写送付先である	1	2.9%	1	3.1%	0	0.0%
6. 上記「1」若しくは「2」、及び監査委員会ともに正式報告先である	22	64.7%	20	62.5%	2	100.0%
7. その他(具体的にご記入ください。)	3	8.8%	3	9.4%	0	0.0%
回答社数	34	100.0%	32	100.0%	2	100.0%

・正式報告先か写送付先かにかかわらず、すべての会社において監査委員会に報告がなされている。

問 4-6 「7. その他」の記載例

- ・ 監査委員も出席する内部統制委員会に報告され、内部統制委員会の内容は取締役会に対して報告される。
- ・ 内部監査部門を所管する役員、経営会議及び監査委員会に報告される

問 4-7 内部監査部門等からの報告(有事)(第 17 回新設)

	2016 年					
	全体		上場		非上場	
1. 取締役会のみに報告される	1	2.9%	1	3.1%	0	0.0%
2. 取締役会及び監査委員会に報告される	18	52.9%	17	53.1%	1	50.0%
3. 監査委員会のみに報告される	10	29.4%	9	28.1%	1	50.0%
4. その他	5	14.7%	5	15.6%	0	0.0%
回答社数	34	100.0%	32	100.0%	2	100.0%

・監査委員は取締役会の構成員であることから、実質的にはすべての会社で監査委員に報告されている。平時の報告の場合と異なり、「3. 監査委員会のみに報告される」が全体の 29.4%となっている。

問 4-8 監査委員会と内部監査部門等との連携①(内部監査部門等との調整)(複数回答可)  
(第 17 回新設)

	2016 年					
	全体		上場		非上場	
1. 監査委員会主導で年度監査計画について調整している	3	8.8%	2	6.3%	1	50.0%
2. 内部監査部門等主導で年度監査計画について調整している	12	35.3%	12	37.5%	0	0.0%
3. 年度監査計画について調整しているが、どちらかが主導しているわけではない	14	41.2%	13	40.6%	1	50.0%
4.(個別の)監査日程について調整している	6	17.6%	6	18.8%	0	0.0%
5.(個別の)監査テーマについて調整している	12	35.3%	11	34.4%	1	50.0%
6. 調整はしていない	5	14.7%	5	15.6%	0	0.0%
回答社数	34	100.0%	32	100.0%	2	100.0%

- ・何らかの形で調整を行っている会社が 85.3%を占める。
- ・年度計画の調整については、内部監査部門主導で行われる比率が監査役主導で行われる場合よりも相対的に高く、どちらかが主導しているわけではない場合と拮抗している。

問 4-9 監査委員会と内部監査部門等との連携②(合同監査)(第 17 回新設)

	2016 年					
	全体		上場		非上場	
1. 全ての監査について合同監査を実施している	1	2.9%	1	3.1%	0	0.0%
2. 往査先や監査テーマによっては合同監査を実施することがある	17	50.0%	17	53.1%	0	0.0%
3. 合同監査を実施することはない	16	47.1%	14	43.8%	2	100.0%
回答社数	34	100.0%	32	100.0%	2	100.0%

- ・過半数の会社で何らかの形で合同監査が実施されているが、「3. 合同監査を実施することはない」会社の比率は他の機関設計に比べ高くなっている(監査役(会)設置会社版問 4-9、監査等委員会設置会社版問 4-9)。

## II 定時株主総会に係る各種実務手続及び期末監査について

### 問5 事業報告

#### ①「財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者」の記載の有無と記載された人数

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
記載あり	23	79.3%	32	97.0%	23	92.0%	32	97.0%	0	0.0%	0	0.0%
1名	10	34.5%	11	33.3%	10	40.0%	11	33.3%	0	0.0%	0	0.0%
2名	2	6.9%	4	12.1%	2	8.0%	4	12.1%	0	0.0%	0	0.0%
3名以上	11	37.9%	17	51.5%	11	44.0%	17	51.5%	0	0.0%	0	0.0%
記載なし	6	20.7%	1	3.0%	2	8.0%	1	3.0%	4	100.0%	0	0.0%
回答社数	29	100.0%	33	100.0%	25	100.0%	33	100.0%	4	100.0%	0	0.0%

・「記載あり」の会社は前回から17.7ポイントと大幅に増加して97.0%となり、ほとんどの会社で記載されている。また、3名以上記載されている会社が過半数に達している。

#### ② 財務・会計に関する知見者として記載された者の属性

	2015年		2016年	
常勤社内監査委員	13	24.1%	19	23.5%
常勤社外監査委員	2	3.7%	4	4.9%
非常勤社内監査委員	1	1.9%	0	0.0%
非常勤社外監査委員	38	70.4%	58	71.6%
合計人数	54	100.0%	81	100.0%

・知見者としての記載の大半が社外委員であるが、全体的な傾向は前回同様である。特に「非常勤社外監査委員」が1.2ポイント増加して71.6%となっている。

### ③ 財務・会計に関する知見者として記載された者の専門性・経歴

	2015年					2016年				
	常勤 社内	常勤 社外	非常勤 社内	非常勤 社外	合計	常勤 社内	常勤 社外	非常勤 社内	非常勤 社外	合計
1. CFO等、財務部門管掌役員の経験を有する	5	0	0	3	8 14.8%	13	1	0	4	18 22.2%
2. 経理又は財務部門で対応の実務経験を有する	2	0	0	0	2 3.7%	3	0	0	0	3 3.7%
3. 公認会計士・税理士など会計の有資格者である	0	0	0	12	12 22.2%	0	1	0	20	21 25.9%
4. 金融機関出身者で対応の経験を有する	3	1	0	5	9 16.7%	2	0	0	5	7 8.6%
5. 弁護士として対応の経験を有する	0	0	0	10	10 18.5%	0	0	0	14	14 17.3%
6. 他社の取締役としての経験を有する	0	1	0	5	6 11.1%	0	1	0	7	8 9.9%
7. 会計、監査論等の研究者である	0	0	1	0	1 1.9%	0	0	0	3	3 3.7%
8. その他	3	0	0	3	6 11.1%	1	1	0	5	7 8.6%
合計(人)	13	2	1	38	54 100.0%	19	4	0	58	81 100.0%

- ・財務及び会計の相当の知見者として記載されているものの経歴として最も多いのが「3. 公認会計士・税理士など会計の有資格者である」であることは前回と変わらない。次に多いのが「1. CFO等、財務部門管掌役員の経験を有する」であり、前は4番目であったが7.4ポイント増加して22.2%となった。
- ・前回2番目に多かった「5. 弁護士として対応の経験を有する」は、今回は1.2ポイント減少し17.3%となったが、人数では4人増加している。

### 問 6-1 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの有無

	全体			
	2015年		2016年	
1. 見直しの決議(内部統制システムを変更しない旨の決議を含む)を行った	24	82.8%	18	50.0%
2. 見直しの決議は行っていないが、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討を行った	4	13.8%	16	44.4%
3. 見直しの決議を行っておらず、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討も行っていない	1	3.4%	2	5.6%
回答社数	29	100.0%	36	100.0%

- ・「1. 見直しの決議(内部統制システムを変更しない旨の決議を含む)を行った」会社が前回から32.8ポイント減少して50.0%となり、「2. 見直しの決議は行っていないが、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討を行った」の比率が30.6ポイント増加して44.4%となった。平成27年5月に施行された改正会社法に対応するための見直しの決議は前回調査時までに行われたため、今回は運用状況が中心となった会社が多いものと考えられる。

問 6-2 内部統制システムに係る取締役会決議について見直した項目（複数回答可）

	全体			
	2015 年		2016 年	
1. 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項(会社法施行規則 112 条 1 項 1 号)	9	37.5%	7	38.9%
2. 上記1の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項(会社法施行規則 112 条 1 項 2 号)	6	25.0%	8	44.4%
3. 監査委員会の上記1の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項(会社法施行規則 112 条 1 項 3 号)	16	66.7%	7	38.9%
4. 当該株式会社並びにその子会社の取締役、執行役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査委員会に報告するための体制その他の監査委員会への報告に関する体制(会社法施行規則 112 条 1 項 4 号)	20	83.3%	10	55.6%
5. 監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(会社法施行規則 112 条 1 項 5 号)	20	83.3%	9	50.0%
6. 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の費用又は債務の処理に係る方針に関する事項(会社法施行規則 112 条 1 項 6 号)	19	79.2%	9	50.0%
7. 上記 1～6 のほか、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則 112 条 1 項 7 号)	6	25.0%	6	33.3%
8. 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法 416 条 1 項 1 号ホ)	8	33.3%	8	44.4%
9. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則 112 条 2 項 1 号)	8	33.3%	7	38.9%
10. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則 112 条 2 項 2 号)	8	33.3%	5	27.8%
11. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則 112 条 2 項 3 号)	9	37.5%	6	33.3%
12. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法施行規則 112 条 2 項 4 号)	9	37.5%	6	33.3%
13. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則 112 条 2 項 5 号)	15	62.5%	9	50.0%
14. 財務報告の適正性を確保するための体制	1	4.2%	2	11.1%
15. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方	1	4.2%	1	5.6%
16. 企業理念・企業統治に関する考え方	0	0.0%	1	5.6%
17. その他	0	0.0%	3	16.7%
回答社数	24	100.0%	18	100.0%

- ・全体として大半の項目において、見直した会社の割合が減少しており、会社法改正への対応が前回調査時までに行われたためと思われる。
- ・全体で 55.6%と最も多かったのが「4. 当該株式会社並びにその子会社の取締役、執行役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制」であった。2 番目は「5. 監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」、「6. 監査委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の費用又は債務の処理に係る方針に関する事項」「13. 当該株式

会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」で50.0%であった。

#### 問 6-3 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの契機

	全体			
	2015年		2016年	
1. 監査委員会の要請に基づいて見直した	3	12.5%	2	11.1%
2. 執行部門の主体的な検討に基づいて見直した	11	45.8%	9	50.0%
3. 監査委員会と執行部門との協議に基づいて見直した	8	33.3%	2	11.1%
4. その他	2	8.3%	5	27.8%
回答社数	24	100.0%	18	100.0%

- ・「2. 執行部門の主体的な検討に基づいて見直した」が4.2ポイント増加し50.0%と最も多くなっている。
- ・内部統制システムに係る取締役会決議の見直しに監査委員会がある程度関与をしている「1. 監査委員会の要請に基づいて見直した」と「3. 監査委員会と執行部門との協議に基づいて見直した」の合計は社数、割合共に減少しており(11社→4社、45.8%→22.2%)、監査委員会と直接関係する決議事項(問6-2 選択肢7～13 参照)の見直しが前回調査時までに行われたためと思われる。

#### 問 6-4 事業報告における内部統制システムの構築・運用状況の開示

	全体			
	2015年		2016年	
1. 十分に記載されている	6	20.7%	31	86.1%
2. ある程度記載されている	12	41.4%	5	13.9%
3. 記載されていない	11	37.9%	0	0.0%
回答社数	29	100.0%	36	100.0%

- ・会社法改正により、内部統制システムの運用状況の開示が義務付けられた影響から、「1. 十分に記載されている」が65.4ポイント増加して全体の86.1%と最も多くなり、すべての会社で記載がなされている。

#### 問 7-1 監査委員会における監査委員会監査報告作成の審議回数

審議回数	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1回	6	20.7%	12	33.3%	6	24.0%	12	35.3%	0	0.0%	0	0.0%
2回	10	34.5%	16	44.4%	8	32.0%	14	41.2%	2	50.0%	2	100.0%
3回	8	27.6%	5	13.9%	6	24.0%	5	14.7%	2	50.0%	0	0.0%
4回以上	5	17.2%	3	8.3%	5	20.0%	3	8.8%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	29	100.0%	36	100.0%	25	100.0%	34	100.0%	4	100.0%	2	100.0%

- ・前回と同様審議回数1～2回が多数を占めているが、前回55.2%→77.7%と22.5ポイント増加した。3回が13.7ポイント減少し13.9%、4回以上も8.9ポイント減少し8.3%となっており、監査報告の作成のための審議回数が全体的に減少している。監査役会の場合とは異なる傾向が表れている(監査役(会)設置会社版問11-1)。

問 7-2 監査委員会監査報告作成に至るまでの監査委員間の調整

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 社外監査委員を含め、すべての監査委員で調整を行った	22	75.9%	27	75.0%	18	72.0%	25	73.5%	4	100.0%	2	100.0%
2. 一部の監査委員のみで調整を行った	3	10.3%	4	11.1%	3	12.0%	4	11.8%	0	0.0%	0	0.0%
3. 事前の調整は行っていない	4	13.8%	5	13.9%	4	16.0%	5	14.7%	0	0.0%	0	0.0%
4. その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	29	100.0%	36	100.0%	25	100.0%	34	100.0%	4	100.0%	2	100.0%

・大半の会社ではすべての監査委員で調整を行っていることは前回と同様である。

問 7-3 監査報告書における監査委員の個別意見の付記

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. あった	2	6.9%	0	0.0%	2	8.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. なかった	27	93.1%	36	100.0%	23	92.0%	34	100.0%	4	100.0%	2	100.0%
回答社数	29	100.0%	36	100.0%	25	100.0%	34	100.0%	4	100.0%	2	100.0%

・監査委員の個別意見の付記を行った会社はなかった。

### 問 8-1 決算短信の作成の有無

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 作成会社である	26	89.7%	34	94.4%	25	100.0%	34	100.0%	1	25.0%	0	0.0%
2. 作成会社ではない	3	10.3%	2	5.6%	0	0.0%	0	0.0%	3	75.0%	2	100.0%
回答社数	29	100.0%	36	100.0%	25	100.0%	34	100.0%	4	100.0%	2	100.0%

### 問 8-2 決算短信の取締役会付議状況

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 決議事項として付議されている	13	50.0%	18	52.9%	13	52.0%	18	52.9%	0	0.0%	0	0.0%
2. 報告事項として付議されている	10	38.5%	11	32.4%	9	36.0%	11	32.4%	1	100.0%	0	0.0%
3. 付議されていない	3	11.5%	5	14.7%	3	12.0%	5	14.7%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	26	100.0%	34	100.0%	25	100.0%	34	100.0%	1	100.0%	0	0.0%

・全体では「1. 決議事項として付議されている」及び「2. 報告事項として付議されている」との合計で前回 88.5%→今回 85.3%と微減しているが、前回同様大半の会社で何らかの形で取締役会に付議されている。「3. 付議されていない」に該当する会社は前回から 2 社増加して 5 社であった。

### 問 8-3 決算短信の監査の有無

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 監査している	12	46.2%	19	55.9%	12	48.0%	19	55.9%	0	0.0%	0	0.0%
2. 監査していない	14	53.8%	15	44.1%	13	52.0%	15	44.1%	1	100.0%	0	0.0%
回答社数	26	100.0%	34	100.0%	25	100.0%	34	100.0%	1	100.0%	0	0.0%

・決算短信を作成している会社のうち、決算短信について監査をしている会社の比率は 9.7 ポイント増加し 55.9%となり、該当会社数も前回から 7 社増加した。

#### 問 8-4 決算短信の監査の内容（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 決算短信作成の業務プロセスを監査した	7	58.3%	5	26.3%	7	58.3%	5	26.3%	0	0.0%	0	0.0%
2. 決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した	8	66.7%	10	52.6%	8	66.7%	10	52.6%	0	0.0%	0	0.0%
3. 決算短信のうち財務情報を監査した	7	58.3%	12	63.2%	7	58.3%	12	63.2%	0	0.0%	0	0.0%
4. 決算短信のうち非財務情報を監査した	6	50.0%	11	57.9%	6	50.0%	11	57.9%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	12	100.0%	19	100.0%	12	100.0%	19	100.0%	0	0.0%	0	0.0%

・「3. 決算短信のうち財務情報を監査した」が 5 社増加し、12 社と最も多くなっている。次いで「4. 決算短信のうち非財務情報を監査した」も 5 社増加し 11 社となっている。前回最も多かった「2. 決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した」は 3 番目となっているが、社数では 2 社増加し 10 社となっている。

#### 問 9-1 有価証券報告書の作成の有無

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 作成している	25	86.2%	34	94.4%	25	100.0%	34	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 作成していない	4	13.8%	2	5.6%	0	0.0%	0	0.0%	4	100.0%	2	100.0%
回答社数	29	100.0%	36	100.0%	25	100.0%	34	100.0%	4	100.0%	2	100.0%

#### 問 9-2 有価証券報告書の取締役会付議状況

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 決議事項として付議	5	20.0%	8	23.5%	5	20.0%	8	23.5%	0	0.0%	0	0.0%
2. 報告事項として付議	5	20.0%	11	32.4%	5	20.0%	11	32.4%	0	0.0%	0	0.0%
3. 付議されていない	15	60.0%	15	44.1%	15	60.0%	15	44.1%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	25	100.0%	34	100.0%	25	100.0%	34	100.0%	0	0.0%	0	0.0%

・「3. 付議されていない」が 60.0%から 44.1%に減少し、決算短信とは依然開きがある(問 8-2)ものの、過半数の会社で何らかの形で取締役会に付議されている。

### 問 9-3 有価証券報告書の提出時期

	全体			
	2015 年		2016 年	
1. 定時株主総会終了前に提出した	1	4.0%	1	2.9%
2. 定時株主総会の終了後に提出した	24	96.0%	33	97.1%
回答社数	25	100.0%	34	100.0%

・前回から大きな変化はなく、ほとんどの会社が定時株主総会終了後に提出している。

### 問 9-4 有価証券報告書の株主総会前提出会社の提出時期

	全体				上場				非上場			
	2015 年		2016 年		2015 年		2016 年		2015 年		2016 年	
7 日前	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%

### 問 9-5 有価証券報告書の監査の有無

	全体				上場				非上場			
	2015 年		2016 年		2015 年		2016 年		2015 年		2016 年	
1. 監査している	17	68.0%	23	67.6%	17	68.0%	23	67.6%	0	0.0%	0	0.0%
2. 監査していない	8	32.0%	11	32.4%	8	32.0%	11	32.4%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	25	100.0%	34	100.0%	25	100.0%	34	100.0%	0	0.0%	0	0.0%

・監査している会社が全体で 68.0%から 67.6%に微減しているものの、社数は増えており、監査において決算短信より有価証券報告書を重視する傾向は変わっていない。

問 9-6 有価証券報告書の監査の内容（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 有価証券報告書作成の業務プロセスを監査した	10	58.8%	8	34.8%	10	58.8%	8	34.8%	0	0.0%	0	0.0%
2. 有価証券報告書に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した	12	70.6%	10	43.5%	12	70.6%	10	43.5%	0	0.0%	0	0.0%
3. 有価証券報告書のうち財務情報を監査した	11	64.7%	16	69.6%	11	64.7%	16	69.6%	0	0.0%	0	0.0%
4. 有価証券報告書のうち非財務情報を監査した	10	58.8%	17	73.9%	10	58.8%	17	73.9%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	17	100.0%	23	100.0%	17	100.0%	23	100.0%	0	0.0%	0	0.0%

- ・前回増加した「2. 有価証券報告書に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した」及び「1. 有価証券報告書作成の業務プロセスを監査した」がそれぞれ2社減少した。
- ・「4. 有価証券報告書のうち非財務情報を監査した」が7社増加で最多となり、「3. 有価証券報告書のうち財務情報を監査した」も5社増加した。

問 10-1 株主総会における監査委員会からの口頭報告の有無

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 行った	23	79.3%	34	94.4%	21	84.0%	32	94.1%	2	50.0%	2	100.0%
2. 行わなかった	6	20.7%	2	5.6%	4	16.0%	2	5.9%	2	50.0%	0	0.0%
回答社数	29	100.0%	36	100.0%	25	100.0%	34	100.0%	4	100.0%	2	100.0%

- ・「1. 口頭報告を行った」とする会社が前回から15.1ポイント増加して全体で94.4%となった。

問 10-2 株主総会における監査委員会に関連した質問の有無

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. あった	2	6.9%	3	8.3%	2	8.0%	3	8.8%	0	0.0%	0	0.0%
2. なかった	27	93.1%	33	91.7%	23	92.0%	31	91.2%	4	100.0%	2	100.0%
回答社数	29	100.0%	36	100.0%	25	100.0%	34	100.0%	4	100.0%	2	100.0%

- ・監査委員会に関連した質問があったとの回答は3社であった。

問 10-3 株主総会における監査委員会に関連した質問内容（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 重点監査項目について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 実査・往査について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 企業集団の監査、子会社の調査について	1	50.0%	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. 監査体制について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. 経営者と監査委員会との意思疎通の状況について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
6. 取締役会への出席について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
7. 会計監査人の監査結果について	0	0.0%	1	33.3%	0	0.0%	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%
8. 会計監査人の独立性について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
9. 会計監査人との連携について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
10. 監査委員会の運営・議題について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
11. 「社外」監査委員の独立性について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
12. 「社外」監査委員の役割や意思疎通の状況等について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
13. 監査委員の任期(含む重任、期中辞任)・員数・兼任状況について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
14. 補欠役員の選任について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
15. 監査委員会の監査結果について	0	0.0%	1	33.3%	0	0.0%	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%
16. 監査委員の財務・会計に関する知見について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
17. 役員報酬について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
18. 監査委員会監査報告の記載内容について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
19. その他	1	50.0%	1	33.3%	1	50.0%	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	2		3	100.0%	2		3	100.0%	0		0	0.0%

問 10-4 株主総会における監査委員会に関連した質問への回答

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 監査委員が回答した	1	50.0%	2	66.7%	1	50.0%	2	66.7%	0	0.0%	0	0.0%
2. 監査委員は回答しなかった	1	50.0%	1	33.3%	1	50.0%	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	2	100.0%	3	100.0%	2	100.0%	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%

### Ⅲ 取締役会の状況と監査委員会の日常活動について

#### 問 11 他の委員会との連携の状況（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 取締役会の場を通じて	24	82.8%	32	88.9%	20	80.0%	30	88.2%	4	100.0%	2	100.0%
2. 委員の兼任によって	18	62.1%	24	66.7%	15	60.0%	22	64.7%	3	75.0%	2	100.0%
3. 委員会間の連絡の場を別途設定	0	0.0%	4	11.1%	0	0.0%	4	11.8%	0	0.0%	0	0.0%
4. 各委員会の出入、陪席を自由とする	2	6.9%	2	5.6%	2	8.0%	1	2.9%	0	0.0%	1	50.0%
5. 委員会スタッフを通じた連携	6	20.7%	12	33.3%	6	24.0%	11	32.4%	0	0.0%	1	50.0%
6. その他	6	20.7%	2	5.6%	4	16.0%	2	5.9%	2	50.0%	0	0.0%
回答社数	29		36		25		34		4		2	

・大半の会社で「1. 取締役会の場を通じて」(88.9%)の連携が行われている。他の連携方法としては「2. 委員の兼任によって」が目立つ。委員会間で積極的に連携の場を設けることは少ないことは変わっていないが、前回0社であった「3. 委員会間の連絡の場を別途設定」が4社あり、「5. 委員会スタッフを通じた連携」も社数では倍増している。

#### 問 12-1 取締役会の年間の開催数及び議案数(第 17 回新設)

(平均)	2016年		
	全体	上場	非上場
開催数(回)	13.25	13.24	13.50
決議事項(件)	34.53	34.62	33.00
報告事項(件)	51.45	50.63	76.00

・他の機関設計に比べ、報告事項の件数が多い(監査役(会)設置会社版問 15-1、監査等委員会設置会社版問 14-1)。

#### 問 12-2 取締役会の平均所要時間(第 17 回新設)

	2016年					
	全体		上場		非上場	
1. 1時間未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 1時間以上～2時間未満	17	47.2%	17	50.0%	0	0.0%
3. 2時間以上～3時間未満	15	41.7%	13	38.2%	2	100.0%
4. 3時間以上～4時間未満	3	8.3%	3	8.8%	0	0.0%
5. 4時間以上	1	2.8%	1	2.9%	0	0.0%
回答社数	36	100.0%	34	100.0%	2	100.0%

・「2. 1時間以上～2時間未満」が全体で47.2%と最も多いが、「3. 2時間以上～3時間未満」と拮抗している。

問 12-3 取締役会の運営の変化(複数回答可)(第 17 回新設)

	2016 年					
	全体		上場		非上場	
1. 取締役会の自己評価	29	80.6%	28	82.4%	1	50.0%
2. 資料の事前送付	30	83.3%	28	82.4%	2	100.0%
3. 事前説明の実施(社外取締役など一部を対象とする場合を含む)	30	83.3%	29	85.3%	1	50.0%
4. 特になし	1	2.8%	1	2.9%	0	0.0%
5. その他	3	8.3%	3	8.8%	0	0.0%
回答社数	36		34		2	

・選択肢 1～3 のいずれの取組についても 8 割以上の会社で実施されている。

問 12-3 「5. その他」の記載例

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ランチミーティングの開催</li> <li>・電子化 (タブレット端末の利用)</li> </ul>
--

問 12-4 取締役会出席に際しての事前の情報提供(経路)(複数回答可)(第 17 回新設)

	2016 年					
	全体		上場		非上場	
1. 経営幹部から	18	50.0%	17	50.0%	1	50.0%
2. 事前に定められた担当取締役から	8	22.2%	7	20.6%	1	50.0%
3. 監査委員会事務局スタッフから(他部門からの情報収集を指示した場合を含む)	13	36.1%	13	38.2%	0	0.0%
4. 取締役会事務局など執行側事務局から	27	75.0%	26	76.5%	1	50.0%
5. 内部監査部門から	7	19.4%	7	20.6%	0	0.0%
6. 内部監査部門以外の管理部門から	5	13.9%	5	14.7%	0	0.0%
7. 担当営業部門から	3	8.3%	3	8.8%	0	0.0%
8. 特になし	1	2.8%	1	2.9%	0	0.0%
9. その他	1	2.8%	1	2.9%	0	0.0%
回答社数	36		34		2	

・「4. 取締役会事務局など執行側事務局から」が全体の 75.0%と最も多く、次いで「1. 経営幹部から」が 50.0%となっている。3 番目は「3. 監査委員会事務局スタッフから」で、36.1%となっている。

問 12-5 取締役会出席に際しての事前の情報提供(監査委員間の伝達)(第 17 回新設)

	2016 年					
	全体		上場		非上場	
1. 監査委員会で	24	68.6%	23	69.7%	1	50.0%
2. (監査委員会を経ずに)常勤の監査委員から	2	5.7%	1	3.0%	1	50.0%
3. その他(自由記載)	9	25.7%	9	27.3%	0	0.0%
回答社数	35	100.0%	33	100.0%	2	100.0%

・事前の監査委員間の情報伝達は、主に監査委員会で行われている。

問 12-5 「3. その他」の記載例

- ・事前の情報提供がある場合は、すべての監査委員に対して実施されている。
- ・通常は個別説明ではなく、社外取締役 Off-line Meeting の開催などで、情報共有している。

問 12-6 取締役会出席に際しての事前の情報提供(開催日の平均何日前か)(第 17 回新設)

(平均日数)	2016 年		
	全体	上場	非上場
	3.79	3.75	4.50

・非上場会社の方が事前の情報提供が早くなっているが、社数が少ないため、統計数値としては注意を要する。

問 12-7 取締役会における監査委員の発言状況 (複数回答可)

	全体				上場				非上場			
	2015 年		2016 年		2015 年		2016 年		2015 年		2016 年	
1. 議長からの求めに応じて発言している	7	24.1%	8	22.2%	7	28.0%	7	20.6%	0	0.0%	1	50.0%
2. 議長からの求めがなくても、必要があれば発言している	28	96.6%	35	97.2%	24	96.0%	33	97.1%	4	100.0%	2	100.0%
3. 代表取締役やほかの取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているため、取締役会においてはあまり発言する必要がない	0	0.0%	1	2.8%	0	0.0%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%
4. 代表取締役やほかの取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているわけでもなく、取締役会においてもほとんど発言していない	1	3.4%	0	0.0%	1	4.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. その他	0	0.0%	1	2.8%	0	0.0%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	29		36		25		34		4		2	

・前回同様、大多数の会社において議長からの求めがなくても、必要があれば発言している。

問 12-8 取締役会における監査委員の発言の内容（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 法令・定款への遵守性	24	82.8%	29	80.6%	20	80.0%	27	79.4%	4	100.0%	2	100.0%
2. 経営判断原則の履行の充分性	20	69.0%	28	77.8%	16	64.0%	26	76.5%	4	100.0%	2	100.0%
3. 会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)	26	89.7%	34	94.4%	22	88.0%	32	94.1%	4	100.0%	2	100.0%
4. 内部統制システムの適切な構築・運用の観点	24	82.8%	30	83.3%	20	80.0%	28	82.4%	4	100.0%	2	100.0%
5. 過去の類似案件における対応、それとの差異	17	58.6%	11	30.6%	15	60.0%	11	32.4%	2	50.0%	0	0.0%
6. 同業他社における対応、それとの差異	12	41.4%	12	33.3%	9	36.0%	11	32.4%	3	75.0%	1	50.0%
7. 業務執行の当・不当を質す観点	20	69.0%	17	47.2%	16	64.0%	15	44.1%	4	100.0%	2	100.0%
8. 予算・収益計画の進捗を質す観点	19	65.5%	21	58.3%	16	64.0%	20	58.8%	3	75.0%	1	50.0%
9. 経営上のリスクテイクを促す観点	13	44.8%	16	44.4%	11	44.0%	16	47.1%	2	50.0%	0	0.0%
10. 株主に与える影響、株主利益の視点	20	69.0%	23	63.9%	17	68.0%	22	64.7%	3	75.0%	1	50.0%
11. 株主以外のステーク・ホルダーの利益の視点	16	55.2%	17	47.2%	13	52.0%	15	44.1%	3	75.0%	2	100.0%
12. その他	1	3.4%	1	2.8%	1	4.0%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	29		36		25		34		4		2	

・最も多いのは前回同様「3. 会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」の94.4%であり、次に「4. 内部統制システムの適切な構築・運用の観点」が83.3%で続いている。3番目は「1. 法令・定款への遵守性」で80.6%である。

問 13-1 取締役会以外で出席する会議(複数回答可)(第17回新設)

	2016年					
	全体		上場		非上場	
1. 経営会議など経営に関する重要会議	27	75.0%	26	76.5%	1	50.0%
2. 執行役や部門長を対象とした事業の執行状況に関する会議	20	55.6%	19	55.9%	1	50.0%
3. 部長級が出席する部門内会議	3	8.3%	2	5.9%	1	50.0%
4. 各種の委員会	23	63.9%	22	64.7%	1	50.0%
5. 関係会社決算説明会	5	13.9%	5	14.7%	0	0.0%
6. 内部監査部門の監査報告会	21	58.3%	20	58.8%	1	50.0%
7. 特になし	2	5.6%	2	5.9%	0	0.0%
8. その他	2	5.6%	1	2.9%	1	50.0%
回答社数	36		34		2	

・最も多いのは「1. 経営会議など経営に関する重要会議」であり、全体の75.0%となっている。次いで、「4. 各種の委員会」が63.9%、3番目は「6. 内部監査部門の監査報告会」で58.3%となっている。

問 13-2 経営会議等への出席に際しての事前の情報提供(経路)(複数回答可)(第 17 回新設)

	2016 年					
	全体		上場		非上場	
1. 経営幹部から	7	25.9%	7	26.9%	0	0.0%
2. 事前に定められた担当執行役から	3	11.1%	3	11.5%	0	0.0%
3. 監査委員会事務局スタッフから(他部門からの情報収集を指示した場合を含む)	6	22.2%	6	23.1%	0	0.0%
4. 経営会議事務局など執行側事務局から	22	81.5%	21	80.8%	1	100.0%
5. 内部監査部門から	7	25.9%	7	26.9%	0	0.0%
6. 内部監査部門以外の管理部門から	6	22.2%	6	23.1%	0	0.0%
7. 担当営業部門から	3	11.1%	3	11.5%	0	0.0%
8. 特になし	2	7.4%	2	7.7%	0	0.0%
9. その他	1	3.7%	1	3.8%	0	0.0%
回答社数	27		26		1	

・「4. 経営会議事務局など執行側事務局から」が最も多く、全体では 81.5%となっている。

問 13-3 経営会議等への出席に際しての事前の情報提供(監査委員間の伝達)(第 17 回新設)

	2016 年					
	全体		上場		非上場	
1. 監査委員会で	14	56.0%	14	58.3%	0	0.0%
2. (監査委員会を経ずに)常勤の監査委員から	4	16.0%	4	16.7%	0	0.0%
3. その他(自由記載)	7	28.0%	6	25.0%	1	100.0%
回答社数	25	100.0%	24	100.0%	1	100.0%

・取締役会の場合と同様に(問 12-5 参照)、事前の監査委員間の情報伝達は、主に監査委員会でわれている。

問 13-4 経営会議等への出席に際しての事前の情報提供(開催日の平均何日前か)  
(第 17 回新設)

(平均日数)	2016 年		
	全体	上場	非上場
	2.76	2.79	2.00

・取締役会の場合に比べて、事前の情報提供の時期が 1 日程度遅くなっている。また、非上場会社の方が事前の情報提供が遅いが、社数が少ないため、統計数値としては注意を要する。

問 13-5 経営会議等における監査委員の発言状況(複数回答可)(第 17 回新設)

	2016 年					
	全体		上場		非上場	
1. 議長からの求めに応じて発言している	7	25.9%	6	23.1%	1	100.0%
2. 議長からの求めがなくても、必要があれば発言している	23	85.2%	22	84.6%	1	100.0%
3. 代表取締役及びほかの取締役や執行役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているため、経営会議等においてはあまり発言する必要がない	5	18.5%	5	19.2%	0	0.0%
4. 代表取締役及びほかの取締役や執行役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているわけでもなく、経営会議等においてもほとんど発言していない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. その他	2	7.4%	2	7.7%	0	0.0%
回答社数	27		26		1	

・「2. 議長からの求めがなくても、必要があれば発言している」が全体の 85.2%と最も多い。また、「4. 代表取締役及びほかの取締役や執行役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているわけでもなく、経営会議等においてもほとんど発言していない」は 0 社であった。

問 13-6 経営会議等における監査委員の発言内容(複数回答可)(第 17 回新設)

	2016 年					
	全体		上場		非上場	
1. 法令・定款への遵守性	21	77.8%	20	76.9%	1	100.0%
2. 経営判断原則の履行の充分性	19	70.4%	18	69.2%	1	100.0%
3. 会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)	23	85.2%	22	84.6%	1	100.0%
4. 内部統制システムの適切な構築・運用の観点	19	70.4%	19	73.1%	0	0.0%
5. 過去の類似案件における対応、それとの差異	10	37.0%	9	34.6%	1	100.0%
6. 同業他社における対応、それとの差異	8	29.6%	8	30.8%	0	0.0%
7. 業務執行の当・不当を質す観点	15	55.6%	14	53.8%	1	100.0%
8. 予算・収益計画の進捗を質す観点	14	51.9%	13	50.0%	1	100.0%
9. 経営上のリスクテイクを促す観点	10	37.0%	10	38.5%	0	0.0%
10. 株主に与える影響、株主利益の視点	13	48.1%	13	50.0%	0	0.0%
11. 株主以外のステーク・ホルダーの利益の視点	11	40.7%	11	42.3%	0	0.0%
12. その他	2	7.4%	2	7.7%	0	0.0%
回答社数	27	100.0%	26	100.0%	1	100.0%

・最も多いのは「3. 会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」についてであり、85.2%となっている。次いで、「1. 法令・定款への遵守性」が、77.8%、3 番目は「2. 経営判断原則の履行の充分性」と「4. 内部統制システムの適切な構築・運用の観点」で 70.4%となっている。

問 13-7 経営会議等における監査委員の意見による執行側提案への影響(第 17 回新設)

	2016 年					
	全体		上場		非上場	
1. 執行側提案に影響を与えたことがある	8	29.6%	7	26.9%	1	100.0%
2. 監査委員は取締役・執行役と日常的に十分にコミュニケーションが取れており、改めて経営会議等において監査委員が指摘しなければならない事態は生じていない	9	33.3%	9	34.6%	0	0.0%
3. 監査委員は、必要に応じて経営会議等において指摘をしており、その指摘については真摯に受けとめてもらえるものの、決定に影響を与えたことはない	4	14.8%	4	15.4%	0	0.0%
4. 監査委員は、必要に応じて経営会議等において指摘をしているが、その指摘を真摯に受け止めてもらえない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. 監査委員が指摘しなければならないような状況は生じていない	4	14.8%	4	15.4%	0	0.0%
6. その他	2	7.4%	2	7.7%	0	0.0%
回答社数	27	100.0%	26	100.0%	1	100.0%

- ・全体では選択肢 2 が 33.3%と最も多くなっているが、選択肢 1 も 29.6%で続いており拮抗している。
- ・指摘を真摯に受け止めてもらえない会社は 0 社であった。

問 13-7 「1. 執行側提案に影響を与えたことがある」の記載例

- ・監査委員の意見により、執行側の提案内容が修正されたケースがある。  
(その他、具体的事例の記載あり)

問 13-7 「6. その他」の記載例

- ・必要に応じて発言するものの、法令違反等、決定を変更しなくてはならないような事案はなかった。

問 13-8 出席する委員会(複数回答可)(第 17 回新設)

	2016 年					
	全体		上場		非上場	
1. 指名委員会(取締役候補者対象)	6	26.1%	6	27.3%	0	0.0%
2. 人事委員会(執行役員以下対象)	1	4.3%	1	4.5%	0	0.0%
3. 報酬委員会	6	26.1%	6	27.3%	0	0.0%
4. ガバナンス委員会	2	8.7%	2	9.1%	0	0.0%
5. コンプライアンス委員会	13	56.5%	13	59.1%	0	0.0%
6. 内部統制委員会	9	39.1%	9	40.9%	0	0.0%
7. リスク管理委員会	14	60.9%	13	59.1%	1	100.0%
8. その他	6	26.1%	5	22.7%	1	100.0%
回答社数	23		22		1	

- ・最も多いのは「7. リスク管理委員会」で全体の 60.9%となっており、次いで「5. コンプライアンス委員会」で 56.5%である。

問 14-1 個別事象に対する監査委員の対応（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 当該事象に関する情報の収集に努めた	11	64.7%	20	83.3%	11	68.8%	20	87.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 関係する取締役から事情を聞いた	10	58.8%	14	58.3%	10	62.5%	13	56.5%	0	0.0%	1	100.0%
3. 関係する取締役に直接指摘・助言を行った	8	47.1%	8	33.3%	7	43.8%	7	30.4%	1	100.0%	1	100.0%
4. 当該事象の存在について、社長に対して直接報告・説明をした	6	35.3%	5	20.8%	6	37.5%	5	21.7%	0	0.0%	0	0.0%
5. 取締役会、経営会議等で報告・説明をした	7	41.2%	13	54.2%	6	37.5%	13	56.5%	1	100.0%	0	0.0%
6. 事態の推移を見守ったところ、状況が改善されたので特に対応はしなかった	1	5.9%	0	0.0%	1	6.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
7. 上記以外の対応	4	23.5%	3	12.5%	4	25.0%	3	13.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数（「8. そのような局面に遭遇することはなかった」を除く）	17	58.6%	24	66.7%	16	64.0%	23	67.6%	1	25.0%	1	50.0%

選択肢1～7の比率は「8. そのような局面に遭遇することはなかった」を選択した会社を除く回答社数に対する比率を表示

8. そのような局面に遭遇することはなかった	12	41.4%	12	33.3%	9	36.0%	11	32.4%	3	75.0%	1	50.0%
総回答社数	29		36		25		34		4		2	

・問題が発生した場合の対応として「1. 当該事象に関する情報の収集に努めた」が 83.3%、「2. 関係する取締役から事情を聞いた」が 58.8%となっており、社数も増加しており、情報収集に努める監査委員が多いといえる。また、「5. 取締役会、経営会議等で報告・説明をした」は前回から 13 ポイント増加して 54.2%となっている。

問 14-2 社長・経営トップとの対話機会（第 17 回新設）

	2016年					
	全体		上場		非上場	
1. 1～2回	9	25.0%	9	26.5%	0	0.0%
2. 3～4回	8	22.2%	8	23.5%	0	0.0%
3. 5～10回	8	22.2%	7	20.6%	1	50.0%
4. 11回以上	11	30.6%	10	29.4%	1	50.0%
5. なし	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	36	100.0%	34	100.0%	2	100.0%

・全体的に分散しているが、最も多いのは「4. 11回以上」であり、全体で 30.6%である。

問 14-3 執行役との情報共有(複数回答可)(第 17 回新設)

	2016 年					
	全体		上場		非上場	
1. 執行役から経営に関する重要事項について、定期的に報告を受ける	22	61.1%	20	58.8%	2	100.0%
2. 執行役から経営に関する重要事項について、必要に応じて報告を受ける	23	63.9%	23	67.6%	0	0.0%
3. 特になし	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	36		34		2	

・「3. 特になし」の会社は 0 社であり、すべての会社において、何らかの形で執行役との情報共有が行われている。

問 14-4 監査委員でない社外取締役との連携(複数回答可)(第 17 回新設)

	2016 年					
	全体		上場		非上場	
1. 監査委員会に出席してもらっている	4	11.1%	4	11.8%	0	0.0%
2. 常勤の監査委員が定期的に情報提供もしくは意見交換をしている	4	11.1%	4	11.8%	0	0.0%
3. 常勤の監査委員が必要に応じ情報提供もしくは意見交換をしている	13	36.1%	12	35.3%	1	50.0%
4. 社外の監査委員が情報提供もしくは意見交換をしている	9	25.0%	9	26.5%	0	0.0%
5. 特に情報提供もしくは意見交換はしていない	4	11.1%	3	8.8%	1	50.0%
6. 監査委員でない社外取締役はいない	8	22.2%	8	23.5%	0	0.0%
回答社数	36		34		2	

・「3. 常勤の監査委員が必要に応じ情報提供もしくは意見交換をしている」が最も多く 36.1%であるが、社外の監査委員による情報提供もしくは意見交換も 25.0%と相当の比率となっている。

問 14-5 監査委員でない社外取締役との情報交換等の頻度(第 17 回新設)

	2016 年					
	全体		上場		非上場	
1. 1～2 回	6	25.0%	6	26.1%	0	0.0%
2. 3～4 回	6	25.0%	6	26.1%	0	0.0%
3. 5～10 回	3	12.5%	3	13.0%	0	0.0%
4. 11 回以上	6	25.0%	6	26.1%	0	0.0%
5. なし	3	12.5%	2	8.7%	1	100.0%
回答社数	24	100.0%	23	100.0%	1	100.0%

・全体的に数値は分散しているが、複数回実施している会社が大半である。

問 15-1 会計監査人の報酬同意に関する担当執行役等からの情報提供の有無

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. あった	27	93.1%	36	100.0%	24	96.0%	34	100.0%	3	75.0%	2	100.0%
2. なかった	2	6.9%	0	0.0%	1	4.0%	0	0.0%	1	25.0%	0	0.0%
回答社数	29	100.0%	36	100.0%	25	100.0%	34	100.0%	4	100.0%	2	100.0%

・すべての会社で担当執行役等から情報提供があった。

問 15-2 会計監査人の報酬同意に関する担当執行役等からの情報提供の時期（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 報酬原案(当初案)が作成される前の段階	2	7.4%	5	13.9%	2	8.3%	5	14.7%	0	0.0%	0	0.0%
2. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階	3	11.1%	4	11.1%	3	12.5%	4	11.8%	0	0.0%	0	0.0%
3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階	8	29.6%	16	44.4%	7	29.2%	15	44.1%	1	33.3%	1	50.0%
4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階	22	81.5%	17	47.2%	20	83.3%	16	47.1%	2	66.7%	1	50.0%
回答社数	27		36		24		34		3		2	

・「4.報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が最も多いが、前回から 34.3 ポイント減少して 47.2%となっており、「3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階」が 14.8 ポイント増加して 44.4%で拮抗している。

問 15-3 会計監査人の報酬同意に関する会計監査人からの情報提供の有無

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. あった	23	79.3%	29	80.6%	21	84.0%	28	82.4%	2	50.0%	1	50.0%
2. なかった	6	20.7%	7	19.4%	4	16.0%	6	17.6%	2	50.0%	1	50.0%
回答社数	29	100.0%	36	100.0%	25	100.0%	34	100.0%	4	100.0%	2	100.0%

・会計監査人から情報提供のあった会社は、全体で 1.3 ポイント増加し 80.6%となっている。担当執行役等からの事前の情報提供がすべての会社で行われている(問 15-1)ののと比べると少なく、会計監査人からの積極的な情報提供が少ないのはプロセスとして監査委員会の同意が監査役、監査等委員会の場合と同様、執行側の提案に対する同意ということが大きいと思われる。

問 15-4 会計監査人の報酬同意に関する会計監査人からの情報提供の時期（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 報酬原案(当初案)が作成される前の段階	4	17.4%	3	10.3%	4	19.0%	3	10.7%	0	0.0%	0	0.0%
2. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階	5	21.7%	3	10.3%	5	23.8%	3	10.7%	0	0.0%	0	0.0%
3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階	8	34.8%	9	31.0%	7	33.3%	8	28.6%	1	50.0%	1	100.0%
4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階	14	60.9%	19	65.5%	13	61.9%	19	67.9%	1	50.0%	0	0.0%
回答社数	23		29		21		28		2		1	

・全体としては「4.報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が 65.5%と最も多く、次いで「3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階」が、31.0%と 2 番目となっているが、担当執行役からの情報提供の時期のように前倒しになる傾向は見られない。

問 15-5 執行部門と会計監査人の折衝状況の把握

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 十分把握していた	13	44.8%	12	33.3%	11	44.0%	12	35.3%	2	50.0%	0	0.0%
2. ある程度把握していた	10	34.5%	21	58.3%	9	36.0%	19	55.9%	1	25.0%	2	100.0%
3. 把握は不十分であった	5	17.2%	1	2.8%	4	16.0%	1	2.9%	1	25.0%	0	0.0%
4. 全く把握していなかった	1	3.4%	2	5.6%	1	4.0%	2	5.9%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	29	100.0%	36	100.0%	25	100.0%	34	100.0%	4	100.0%	2	100.0%

・全体で「1. 十分把握していた」と「2. ある程度把握していた」の合計が 91.6%となり、ほとんどの会社で配慮がなされているようである。ただし、「1. 十分把握していた」の比率と社数が減少している点は気がかりである。

問 15-6 会計監査人の報酬額に関する取締役会への付議状況

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 決議事項として付議されている	2	6.9%	4	11.1%	2	8.0%	4	11.8%	0	0.0%	0	0.0%
2. 報告事項として付議されている	11	37.9%	6	16.7%	10	40.0%	6	17.6%	1	25.0%	0	0.0%
3. 付議されていない	16	55.2%	26	72.2%	13	52.0%	24	70.6%	3	75.0%	2	100.0%
回答社数	29	100.0%	36	100.0%	25	100.0%	34	100.0%	4	100.0%	2	100.0%

・「1. 決議事項として付議されている」は 11.1%と監査役設置会社(33.5%)、監査等委員会設置会社(34.8%)と比べてかなり低い数値となっている(監査役(会)設置会社版問 18-6、監査等委員会設置会社版問 17-6)。「2. 報告事項として付議されている」は 21.2ポイント減少し、16.7%となった。「3. 付議されていない」は 17ポイント増加して 72.2%となっているが、前々回の数値がそれぞれ 12.0%と 80.0%であり、報酬額の変更の有無等により取扱いが異なることが考えられる。

問 15-7 会計監査人選任議案の決定プロセス

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 執行側で原案を作成し、それを監査委員会で決定する。原案が否決された場合は、執行側で代替案を作成させる	10	34.5%	16	44.4%	9	36.0%	15	44.1%	1	25.0%	1	50.0%
2. 執行側で原案を作成し、それを監査委員会で決定する。ただし、原案が否決された場合は、監査委員会で代替案を作成する	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 原案の作成等は監査委員会側が主導権を持って準備するが、情報の入手等については執行側を活用する	9	31.0%	13	36.1%	8	32.0%	12	35.3%	1	25.0%	1	50.0%
4. 性質上執行側が対応すべきものを除き、原案の作成等を含め監査委員会側が自ら準備する	7	24.1%	5	13.9%	6	24.0%	5	14.7%	1	25.0%	0	0.0%
5. その他	3	10.3%	2	5.6%	2	8.0%	2	5.9%	1	25.0%	0	0.0%
回答社数	29	100.0%	36	100.0%	25	100.0%	34	100.0%	4	100.0%	2	100.0%

・最も多いのが「1. 執行側で原案を作成し、それを監査委員会で決定する。原案が否決された場合は、執行側で代替案を作成させる」の 16社であるが、「3. 原案の作成等は監査委員会側が主導権を持って準備するが、情報の入手等については執行側を活用する」も 13社であり、拮抗している。監査委員会側が主導して準備する(選択肢 3 及び 4)の合計は 50.0%で、前回から比率は減少しているものの社数は増加し、半数を保っている。

問 15-8 会計監査人の選任又は再任

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 今期新たに選任した	0	0.0%	1	2.8%	0	0.0%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%
2. 前期から引き続き同じ会計監査人を再任した	29	100.0%	35	97.2%	25	100.0%	33	97.1%	4	100.0%	2	100.0%
3. その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	29	100.0%	36	100.0%	25	100.0%	34	100.0%	4	100.0%	2	100.0%

・前回はすべての会社で会計監査人が再任されていたが、今回は新たに会計監査人を選任した会社が1社あった。

問 15-9-1 会計監査人の再任に関する監査委員会における審議等

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 監査委員会で審議した	26	89.7%	33	94.3%	23	92.0%	31	93.9%	3	75.0%	2	100.0%
2. 監査委員会で審議していないが、監査委員間の確認を取った	2	6.9%	2	5.7%	2	8.0%	2	6.1%	0	0.0%	0	0.0%
3. 監査委員会で審議しておらず、また、監査委員間の確認も取っていない	1	3.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	25.0%	0	0.0%
回答社数	29	100.0%	35	100.0%	25	100.0%	33	100.0%	4	100.0%	2	100.0%

・会計監査人の再任について監査委員会で審議した会社が全体で94.3%と9割を超えており、大多数の会社が審議している。

問 15-9-2 会計監査人の「再任」に関する経営執行部からの確認依頼(第 17 回新設)

	2016 年					
	全体		上場		非上場	
1. 書面で確認の依頼があった	12	34.3%	11	33.3%	1	50.0%
2. 口頭で確認の依頼があった	7	20.0%	6	18.2%	1	50.0%
3. 書面でも口頭でも確認の依頼はなかった	16	45.7%	16	48.5%	0	0.0%
回答社数	35	100.0%	33	100.0%	2	100.0%

・書面か口頭にかかわらず、経営執行部から確認の依頼があった会社が 54.3%と過半数となっているが、半数近くの会社で確認依頼がないことは気がかりである。

問 15-9-3 会計監査人の「再任」に関する監査委員会の決定(第 17 回新設)

	2016 年					
	全体		上場		非上場	
1. 監査委員会の決定を書面で提出した	23	65.7%	22	66.7%	1	50.0%
2. 監査委員会の決定の旨を口頭で伝えた	11	31.4%	10	30.3%	1	50.0%
3. 監査委員会から決定について何も伝えなかった	1	2.9%	1	3.0%	0	0.0%
回答社数	35	100.0%	33	100.0%	2	100.0%

・「1. 監査委員会の決定を書面で提出した」が最も多く、全体の 65.7%で、ほとんどの会社で執行側に決定を伝えている。

【参考】第 16 回インターネット・アンケート問 13-9 会計監査人の「再任」に関する監査委員会の決定

	2016 年					
	全体		上場		非上場	
1. 決定の依頼書を書面で受領し、監査委員会の決定を書面で提出した	6	20.7%	6	24.0%	0	0.0%
2. 口頭で決定の依頼を受領し、監査委員会の決定は書面で提出した	2	6.9%	2	8.0%	0	0.0%
3. 書面でも口頭でも決定を依頼されていないが、監査委員会の決定は書面で提出した	6	20.7%	6	24.0%	0	0.0%
4. 決定の依頼書を書面で受領し、監査委員会として決定の旨を口頭で伝えた	1	3.4%	0	0.0%	1	25.0%
5. 口頭で決定の依頼を受領し、監査委員会として決定の旨を口頭で伝えた	1	3.4%	1	4.0%	0	0.0%
6. 書面でも口頭でも決定を依頼されていないが、監査委員会として決定の旨を口頭で伝えた	10	34.5%	9	36.0%	1	25.0%
7. 書面でも口頭でも決定を依頼されておらず、監査委員会として決定について何も伝えていない	3	10.3%	1	4.0%	2	50.0%
8. 書面もしくは口頭で決定を依頼されたが、監査委員会から決定について何も伝えなかった。	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	29	100.0%	25	100.0%	4	100.0%

問 15-10 会計監査人の評価基準(第 17 回新設)

	2016 年					
	全体		上場		非上場	
1. 日本監査役協会「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考にして策定した会計監査人の評価基準を有する。	29	80.6%	27	79.4%	2	100.0%
2. 日本監査役協会「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考にせず策定した会計監査人の評価基準を有する。	5	13.9%	5	14.7%	0	0.0%
3. 会計監査人の評価基準を策定する予定はなく、会計監査人の品質管理体制や監査活動について適宜判断する。	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. その他	2	5.6%	2	5.9%	0	0.0%
回答社数	36	100.0%	34	100.0%	2	100.0%

・全体としては選択肢1が 80.6%と最も多く、選択肢 2 と合わせると 94.5%である。

問 15-10 「4. その他」の記載例

・独自の会計監査人の総括的評価基準を有するが、具体的な評価ポイントは日本監査役協会「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考に行っている。

### 問 16-1 財務報告内部統制報告書の提出会社

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 提出会社である	25	86.2%	34	94.4%	25	100.0%	34	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 提出会社ではない	4	13.8%	2	5.6%	0	0.0%	0	0.0%	4	100.0%	2	100.0%
回答社数	29	100.0%	36	100.0%	25	100.0%	34	100.0%	4	100.0%	2	100.0%

・提出を義務付けられる上場会社と義務付けられない非上場会社できれいに分かれていることは前回調査と同様である。

### 問 16-2 財務報告内部統制報告制度に関する監査人との連携（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 財務報告内部統制監査を踏まえた監査人の監査計画について報告・説明を受けた	25	100.0%	33	97.1%	25	100.0%	33	97.1%	0	0.0%	0	0.0%
2. 財務報告内部統制監査を踏まえた監査委員会の監査計画を監査人に説明した	13	52.0%	15	44.1%	13	52.0%	15	44.1%	0	0.0%	0	0.0%
3. 四半期に1回以上、四半期決算報告聴取時などに監査人から財務報告内部統制の評価について状況報告を受けた	21	84.0%	27	79.4%	21	84.0%	27	79.4%	0	0.0%	0	0.0%
4. 定時株主総会に提出する監査委員会監査報告の作成時点で、監査人から財務報告内部統制監査の経過報告を「書面で」受領した(会計監査人の監査結果の一部として受領した場合を含む)	22	88.0%	27	79.4%	22	88.0%	27	79.4%	0	0.0%	0	0.0%
5. 定時株主総会に提出する監査委員会監査報告の作成時点で、監査人から財務報告内部統制監査の経過報告を「口頭で」受領した(会計監査人の監査結果の一部として受領した場合を含む)	5	20.0%	6	17.6%	5	20.0%	6	17.6%	0	0.0%	0	0.0%
6. 監査委員会監査報告作成後定時株主総会前に、監査人から財務報告内部統制監査の結果について報告・説明を受けた(監査人から執行部門への報告の際に取締役が立ち会った場合を含む)	8	32.0%	14	41.2%	8	32.0%	14	41.2%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	25		34		25		34		0		0	

・「1. 監査人の監査計画作成時」(全体で 97.1%)、「3. 四半期に1回以上、四半期レビュー報告時」(全体で 79.4%)、「4. 定時株主総会に提出する監査委員会監査報告の作成時」(書面で受領が全体で 79.4%)といった節目に大半の監査委員会が監査人から報告を受けていることは前回同様である。他方、「2. 財務報告内部統制監査を踏まえた監査委員会の監査計画を監査人に説明した」は、社数は増加しているものの比率としては 7.9 ポイント減少して 44.1%となっており、情報聴取に比べると少ない。

問 17-1 監査委員会への報告体制の構築運用状況

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 体制の構築も運用も十分になされている	24	82.8%	29	80.6%	22	88.0%	28	82.4%	2	50.0%	1	50.0%
2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない	4	13.8%	6	16.7%	3	12.0%	5	14.7%	1	25.0%	1	50.0%
3. 体制の構築も運用も十分とはいえない	1	3.4%	1	2.8%	0	0.0%	1	2.9%	1	25.0%	0	0.0%
回答社数	29	100.0%	36	100.0%	25	100.0%	34	100.0%	4	100.0%	2	100.0%

・「1. 体制の構築も運用も十分になされている」の比率が 2.2 ポイント減少し 80.6%となっているが、社数は5社増加している。他方「2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない」が2.9ポイント増加し 16.7%となっており、社数も2社増加している。

問 17-2 監査委員会に報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の構築運用状況

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 体制の構築も運用も十分になされている	25	86.2%	28	77.8%	22	88.0%	28	82.4%	3	75.0%	0	0.0%
2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない	4	13.8%	5	13.9%	3	12.0%	4	11.8%	1	25.0%	1	50.0%
3. 体制の構築も運用も十分とはいえない	0	0.0%	1	2.8%	0	0.0%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%
4. その他	0	0.0%	2	5.6%	0	0.0%	1	2.9%	0	0.0%	1	50.0%
回答社数	29	100.0%	36	100.0%	25	100.0%	34	100.0%	4	100.0%	2	100.0%

・「1. 体制の構築も運用も十分になされている」会社数は3社増加しているが、比率は全体で77.8%と減少している。

問 17-3 監査委員会の費用等に係る体制の構築運用状況

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 体制の構築も運用も十分になされている	27	93.1%	35	97.2%	23	92.0%	33	97.1%	4	100.0%	2	100.0%
2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない	2	6.9%	0	0.0%	2	8.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 体制の構築も運用も十分とはいえない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. その他	0	0.0%	1	2.8%	0	0.0%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	29	100.0%	36	100.0%	25	100.0%	34	100.0%	4	100.0%	2	100.0%

・「1. 体制の構築も運用も十分になされている」会社の割合が全体で97.2%と大多数を占めている。

#### 問 17-4 内部通報制度の有無

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 内部通報制度がある	29	100.0%	36	100.0%	25	100.0%	34	100.0%	4	100.0%	2	100.0%
2. 内部通報制度はない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	29	100.0%	36	100.0%	25	100.0%	34	100.0%	4	100.0%	2	100.0%

・すべての会社が内部通報制度を有していることは前回と同様である。

#### 問 17-5 監査委員会への通報窓口の有無

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 監査委員会(もしくは特定の監査委員)も内部通報の窓口の1つになっている	13	44.8%	15	41.7%	13	52.0%	15	44.1%	0	0.0%	0	0.0%
2. 監査委員会(もしくは特定の監査委員)は内部通報の窓口になっていない	16	55.2%	21	58.3%	12	48.0%	19	55.9%	4	100.0%	2	100.0%
回答社数	29	100.0%	36	100.0%	25	100.0%	34	100.0%	4	100.0%	2	100.0%

・監査委員会(もしくは特定の監査委員)が内部通報の窓口になっている会社の比率は41.7%と監査役(会)設置会社の場合(31.4%)よりは比率が高いものの、一般的にはなっていない状況である(監査役(会)設置会社版問 20-6)。取締役の職務執行の監査という監査委員会の職責を考えると、その他の機関設計と同様に内部通報の通報状況とその対応につき執行側からタイムリーに報告があるかがより重要で、問 17-1 の監査委員会への報告体制の構築運用状況と合わせ考察する必要がある。

問 18-1 監査委員の報酬等の制度（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 月額報酬(定額基本給+業績連動給)	6	24.0%	6	21.4%	6	27.3%	6	23.1%	0	0.0%	0	0.0%
2. 月額報酬(定額基本給のみ)	19	76.0%	22	78.6%	16	72.7%	20	76.9%	3	100.0%	2	100.0%
3. 賞与の支給制度	4	16.0%	4	14.3%	4	18.2%	4	15.4%	0	0.0%	0	0.0%
4. 退職慰労金の支給制度	1	4.0%	1	3.6%	1	4.5%	1	3.8%	0	0.0%	0	0.0%
5. スtock・オプションの支給制度	6	24.0%	5	17.9%	6	27.3%	5	19.2%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	25		28	100.0%	22		26	100.0%	3		2	100.0%

・監査委員の報酬としては「2. 月額報酬(定額基本給のみ)」が全体で2.6ポイント増加して78.6%となっている。「1. 月額報酬(定額基本給+業績連動給)」は2.6ポイント減少して21.4%となっている。

問 18-2 監査委員への賞与の支給の有無

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. あった	4	100.0%	4	100.0%	4	100.0%	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. なかった	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	4	100.0%	4	100.0%	4	100.0%	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%

・監査委員の賞与制度を採用している会社ではすべての会社で実際に支給していることは前回調査と同様である。

問 18-3 監査委員の年額報酬額

①全体

全体 上段:社数 下段:比率	2015年					2016年				
	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計
1. ~200万円未満	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 11.9%	5 8.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
2. 200万円以上～ 500万円未満	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	7 16.7%	7 12.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 9.4%	5 6.5%
3. 500万円以上～ 750万円未満	0 0.0%	2 50.0%	0 0.0%	20 47.6%	22 37.9%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%	12 22.6%	13 16.9%
4. 750万円以上～ 1,000万円未満	0 0.0%	2 50.0%	0 0.0%	20 47.6%	22 37.9%	1 6.3%	0 0.0%	2 66.7%	8 15.1%	11 14.3%
5. 1,000万円以上～ 1,250万円未満	3 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	7 16.7%	10 17.2%	1 6.3%	0 0.0%	0 0.0%	26 49.1%	27 35.1%
6. 1,250万円以上～ 1,500万円未満	3 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	7 16.7%	10 17.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
7. 1,500万円以上～ 1,750万円未満	3 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 5.2%	2 12.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 2.6%
8. 1,750万円以上～ 2,000万円未満	3 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 5.2%	3 18.8%	1 20.0%	1 33.3%	0 0.0%	5 6.5%
9. 2,000万円以上～ 2,500万円未満	2 16.7%	2 50.0%	0 0.0%	2 4.8%	6 10.3%	2 12.5%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 3.9%
10. 2,500万円以上 ～3,000万円未満	2 16.7%	2 50.0%	0 0.0%	2 4.8%	6 10.3%	1 6.3%	1 20.0%	0 0.0%	1 1.9%	3 3.9%
11. 3,000万円以上	4 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.4%	5 8.6%	6 37.5%	1 20.0%	0 0.0%	1 1.9%	8 10.4%
合計人数	12 100.0%	4 100.0%	0 0.0%	42 100.0%	58 100.0%	16 100.0%	5 100.0%	3 100.0%	53 100.0%	77 100.0%

## (上場/非上場別)

上場会社 上段:社数 下段:比率	2015年					2016年				
	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計
1. ~200万円未満	0	0	0	5	5	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	13.2%	9.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 200万円以上~ 500万円未満	0	0	0	5	5	0	0	0	3	3
	0.0%	0.0%	0.0%	13.2%	9.6%	0.0%	0.0%	0.0%	5.9%	4.1%
3. 500万円以上~ 750万円未満	0	1	0	18	19	0	0	0	12	12
	0.0%	50.0%	0.0%	47.4%	36.5%	0.0%	0.0%	0.0%	23.5%	16.2%
4. 750万円以上~ 1,000万円未満	0	1	0	18	19	1	0	2	8	11
	0.0%	50.0%	0.0%	47.4%	36.5%	6.3%	0.0%	66.7%	15.7%	14.9%
5. 1,000万円以上~ 1,250万円未満	3	0	0	7	10	1	0	0	26	27
	25.0%	0.0%	0.0%	18.4%	19.2%	6.3%	0.0%	0.0%	51.0%	36.5%
6. 1,250万円以上~ 1,500万円未満	3	0	0	7	10	0	0	0	0	0
	25.0%	0.0%	0.0%	18.4%	19.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 1,500万円以上~ 1,750万円未満	3	0	0	0	3	2	0	0	0	2
	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.8%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	2.7%
8. 1,750万円以上~ 2,000万円未満	3	0	0	0	3	3	1	1	0	5
	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.8%	18.8%	25.0%	33.3%	0.0%	6.8%
9. 2,000万円以上~ 2,500万円未満	2	1	0	2	5	2	1	0	0	3
	16.7%	50.0%	0.0%	5.3%	9.6%	12.5%	25.0%	0.0%	0.0%	4.1%
10. 2,500万円以上 ~3,000万円未満	2	1	0	2	5	1	1	0	1	3
	16.7%	50.0%	0.0%	5.3%	9.6%	6.3%	25.0%	0.0%	2.0%	4.1%
11. 3,000万円以上	4	0	0	1	5	6	1	0	1	8
	33.3%	0.0%	0.0%	2.6%	9.6%	37.5%	25.0%	0.0%	2.0%	10.8%
合計人数	12	2	0	38	52	16	4	3	51	74
	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

非上場会社 上段:社数 下段:比率	2015年					2016年				
	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計
1. ~200万円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 200万円以上~ 500万円未満	0	0	0	2	2	0	0	0	2	2
	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	66.7%
3. 500万円以上~ 750万円未満	0	1	0	2	3	0	1	0	0	1
	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	33.3%
4. 750万円以上~ 1,000万円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 1,000万円以上~ 1,250万円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 1,250万円以上~ 1,500万円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 1,500万円以上~ 1,750万円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 1,750万円以上~ 2,000万円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. 2,000万円以上~ 2,500万円未満	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. 2,500万円以上 ~3,000万円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 3,000万円以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計人数	0	2	0	4	6	0	1	0	2	3
	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%

問 18-4 監査委員のうち「常勤者」の月額報酬レベル

①社内常勤

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 執行役社長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 執行役副社長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 専務執行役	3	25.0%	3	20.0%	3	25.0%	3	20.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. 常務執行役	3	25.0%	4	26.7%	3	25.0%	4	26.7%	0	0.0%	0	0.0%
5. 執行役(部長兼務者を含む)	4	33.3%	3	20.0%	4	33.3%	3	20.0%	0	0.0%	0	0.0%
6. 執行役ではない部長	0	0.0%	4	26.7%	0	0.0%	4	26.7%	0	0.0%	0	0.0%
7. その他	2	16.7%	1	6.7%	2	16.7%	1	6.7%	0	0.0%	0	0.0%
合計人数	12	100.0%	15	100.0%	12	100.0%	15	100.0%	0	0.0%	0	0.0%

②社外常勤

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 執行役社長	2	40.0%	0	0.0%	1	33.3%	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%
2. 執行役副社長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 専務執行役	1	20.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%
4. 常務執行役	0	0.0%	1	33.3%	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. 執行役(部長兼務者を含む)	0	0.0%	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%
6. 執行役ではない部長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
7. その他	2	40.0%	1	33.3%	2	66.7%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計人数	5	100.0%	3	100.0%	3	100.0%	2	100.0%	2	100.0%	1	100.0%

問 18-5 三委員会の委員の手当

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 委員会の委員には、三委員会 同額の手当が支給されている	2	9.1%	4	16.0%	2	10.0%	4	16.7%	0	0.0%	0	0.0%
2. 三委員会それぞれに手当が あるが、監査委員には他の委員 より多額の手当が支給されている	5	22.7%	4	16.0%	5	25.0%	4	16.7%	0	0.0%	0	0.0%
3. 監査委員のみに手当が支給 されている	1	4.5%	1	4.0%	0	0.0%	1	4.2%	1	50.0%	0	0.0%
4. どの委員会の委員にも手当は 支給されていない	13	59.1%	14	56.0%	12	60.0%	13	54.2%	1	50.0%	1	100.0%
5. その他	1	4.5%	2	8.0%	1	5.0%	2	8.3%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	22	100.0%	25	100.0%	20	100.0%	24	100.0%	2	100.0%	1	100.0%

・「4. どの委員会の委員にも手当は支給されていない」が前回と同様過半を占めているが、取締役としての報酬で考慮されているものと推測される。

#### IV 会社法改正の影響について

##### 問 19-1 監査等委員会設置会社への移行①(移行の検討状況)

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 移行する予定である(決定している)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 検討している(今後検討する予定である)し、移行に強い関心を持っている	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 検討している(今後検討する予定である)が、まだ方向性は出ていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. 検討している(今後検討する予定である)が、移行に否定的である	0	0.0%	2	5.6%	0	0.0%	2	5.9%	0	0.0%	0	0.0%
5. 検討していないし、今後も検討の予定はない	25	86.2%	34	94.4%	21	84.0%	32	94.1%	4	100.0%	2	100.0%
6. 検討するかどうか未定である	1	3.4%			1	4.0%			0	0.0%		
7. その他	3	10.3%	0	0.0%	3	12.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	29	100.0%	36	100.0%	25	100.0%	34	100.0%	4	100.0%	2	100.0%

・今後も検討予定のない会社と移行に否定的な会社がすべてとなっている。

##### 問 19-2 監査等委員会設置会社への移行②(移行の検討契機)(複数選択可)

	全体				上場				非上場			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
1. 監査委員会が提案した	0	0.0%	2	100.0%	0	0.0%	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 代表取締役等が提案した	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 執行部門が提案した	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. 親会社が提案した	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	0		2		0		2		0		0	

・移行を検討した(ただし結論は否定的)2社のいずれも監査委員会が移行を提案している。

問 20-1 責任限定契約①(定款における規定の有無)(第 17 回新設)

	2016 年					
	全体		上場		非上場	
1. 社外役員のみを対象とした規定を設けている	8	22.2%	7	20.6%	1	50.0%
2. 非業務執行取締役全員を対象とした規定を設けている	27	75.0%	26	76.5%	1	50.0%
3. 責任限定契約についての規定を設けていない	1	2.8%	1	2.9%	0	0.0%
回答社数	36	100.0%	34	100.0%	2	100.0%

・ほとんどの会社で規定が設けられており、7 割以上の会社で社内非業務執行役員も対象となっている。

問 20-2 責任限定契約②(責任限定対象役員)(複数回答可)

	全体				上場				非上場			
	2015 年		2016 年		2015 年		2016 年		2015 年		2016 年	
1. 社外取締役(監査委員以外)	21	72.4%	27	77.1%	17	68.0%	25	75.8%	4	100.0%	2	100.0%
2. 社外非常勤の監査委員	28	96.6%	33	94.3%	24	96.0%	31	93.9%	4	100.0%	2	100.0%
3. 社外常勤の監査委員	4	13.8%	7	20.0%	1	4.0%	6	18.2%	3	75.0%	1	50.0%
4. 社内非常勤の監査委員	0	0.0%	3	8.6%	0	0.0%	3	9.1%	0	0.0%	0	0.0%
5. 社内常勤の監査委員	9	31.0%	14	40.0%	9	36.0%	14	42.4%	0	0.0%	0	0.0%
6. 定款変更のみ行い、実際の契約は締結しない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
7. その他	3	10.3%	6	17.1%	3	12.0%	6	18.2%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	29		35		25		33		4		2	

- ・実際に責任限定契約を締結している者の属性として、最も多いのは「2. 社外非常勤の監査委員」であり、全体で 94.3%と大多数を占めている。
- ・次に多いのは「1. 社外取締役(監査委員以外)」で、全体で 77.1%である。
- ・常勤もしくは社内の監査委員が責任限定契約を締結している割合は、社外非常勤と比べてかなり低いですが、増加傾向にはある。

## V. コーポレートガバナンス・コードへの対応について

### 問 21 コーポレートガバナンス・コードによる変化(複数回答可)(第 17 回新設)

	2016 年					
	全体		上場		非上場	
1. 株主総会以外の株主との接点・対話の機会の増加	13	36.1%	12	35.3%	1	50.0%
2. 取締役会における審議案件の絞り込み	15	41.7%	14	41.2%	1	50.0%
3. 職責を全うするためのトレーニングの機会の拡充	15	41.7%	14	41.2%	1	50.0%
4. 特に変化はない	6	16.7%	6	17.6%	0	0.0%
5. 非上場であり該当しない	1	2.8%	0	0.0%	1	50.0%
6. その他	6	16.7%	6	17.6%	0	0.0%
回答社数	36		34		2	

・「4. 特に変化はない」の比率は16.7%で、大半の会社においてコーポレートガバナンス・コードを受けた変化が生じている。選択肢 1～3 の具体的な項目については、それぞれ 40%前後の会社において対応を進めている。

### 問 21 「6. その他」の記載例

- ・取締役会の実効性評価の実施、政策保有株式の保有見直しなど
- ・取締役会、監査委員会の情報共有の強化
- ・ガバナンス体制整備の取組が、正しい方向に進んでいる事を検証するツールとしてコーポレートガバナンス・コードを活用しており、当社のガバナンスに対する意識、レベルが上がった。

以上